

第百六十二回国 参議院 国土交通委員会 會議録第十八号

平成十七年五月十九日(木曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

五月十七日

辞任

弘友 和夫君

補欠選任

魚住裕一郎君

出席者は左のとおり。

委員長 田名部匡省君
理事 田村 公平君
脇 雅史君
大江 康弘君
佐藤 雄平君
山本 香苗君

委員

岩井 國臣君
岩城 光英君
太田 豊秋君
岡田 広君
北川イツセイ君
小池 正勝君
末松 信介君
鈴木 政二君
伊達 忠一君
藤野 公孝君
池口 修次君
岩本 司君
北澤 俊美君
興石 東君
前田 武志君
山下八洲夫君
魚住裕一郎君
仁比 聡平君

国務大臣

淵上 貞雄君

副大臣

北側 一雄君

大臣政務官

岩井 國臣君

事務局長

伊達 忠一君

政府参考人

伊原江太郎君

総務省行政管理

藤井 昭夫君

特許庁総務部長

澁谷 隆君

国土交通大臣官

鷲頭 誠君

審議官

谷口 博昭君

国土交通省道路

金澤 悟君

局長

岩崎 貞二君

参考人

新井 佼一君

独立行政法人国

近藤 剛君

際観光振興機構

日本道路公団総

裁

本日

の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○通訳案内業法及び外国人観光客の来訪地域の

多様化の促進による国際観光の振興に関する法

律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院

送付)

○委員長(田名部匡省君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十七日、弘友和夫君が委員を辞任され、その補欠として魚住裕一郎君が選任されました。

○委員長(田名部匡省君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
通訳案内業法及び外国人観光客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に総務省行政管理局長藤井昭夫君、特許庁総務部長澁谷隆君、国土交通大臣官房総合観光政策審議官鷲頭誠君、国土交通省道路局長谷口博昭君、国土交通省自動車交通局長金澤悟君及び国土交通省航空局長岩崎貞二君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田名部匡省君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田名部匡省君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
通訳案内業法及び外国人観光客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に独立行政法人国際観光振興機構理事新井佼一君及び日本道路公団総裁近藤剛君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田名部匡省君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田名部匡省君) 通訳案内業法及び外国人観光客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村公平君 おはようございます。
実は、一昨日のこの法案の提案理由説明のときに、小泉内閣総理大臣は、平成十五年一月の施政方針演説において、日本を訪れる外国人観光客を平成二十二年までに一千万人にするという目標を打ち立てた、これは何で、小泉内閣総理大臣が辞めたら、これどうするんですかね。

普通、私も昭和四十六年からこの世界に秘書としてもおりますし、国会議員となつて十年がそろそろ来ようとしておりますけれども、いろんな法案を見たときに、政府とかいうのは聞いたことがありますが、内閣総理大臣がうんじゃらんかんじゃらというの聞いたことがないで、これ、何考えてこんなことをやつたんですか。

○政府参考人(鷲頭誠君) お答え申し上げます。
この提案理由説明の中で書きました趣旨というのは、観光立国を政府の重要な施策として掲げて、外国人観光客の訪日を促進するために、ビジット・ジャパン・キャンペーン、訪日ビザの緩和など様々な施策に取り組んでおりまして、平成二十二年までに外国人観光客を一千万人にするということが政府全体の具体的な目標としてあつたわけでございますが、この政府全体の数値目標が平成十五年一月の総理の施政方針演説において初めて打ち出されたということから、それを提案理由説明において引用したものでございますが、政府全体の目標でないかのような誤解を生じてしまつたということにつきましては、適切でなかつたと

いうふうと考えております。

先生が今おっしゃられたとおり、この数値は日本政府全体の目標でございまして、その達成に向けて、全閣僚がメンバーとなった観光立国関係閣僚会議におきまして観光立国行動計画を作成し、現在政府を挙げて取り組んでいるところでございます。目標値はあくまでも、政府全体の達成を目指すものであるというふうに認識しております。

よろしく願ひ申し上げます。

○田村公平君 驚頭さんね、余りごちゃごちゃ言わぬ方がええんで、余りいろいろ長々と説明をする、私の持ち時間二十五分です。それから、答弁というのは的確かつ明確にした方がいいですよ。長く言っていると、おれも野党みたいになっちゃってね、このやろうと、こう言いたくなる部分が出てくるんで、いいですか、二十二年までに一千万人になると、達成できなかったら、じゃ小泉呼んでこいという話になるんですよ。だから、政府というふうにはちゃんと書いておいた方がいいんですよ。これはきちっと、私のようにできの悪い人間があなたのように国家公務員上級職受かった人に言うのは失礼かもしれぬけれども、そういうのはきちっとよく教育して、そうじゃないと、何か役人の能力疑いたくなるんでね、そこいらよろしくお願いします。余りごちゃごちゃ言わずに端的に答えてください。

それで、平成十五年一月にそういうことで政府が、政府ですよ、一千万人という目標を立てたのに、何で二年たつて今ごろこんな法律が出てくるか、教えてください。

○政府参考人(驚頭誠君) お答え申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、平成十五年にその目標を立てまして、まずは海外の方々に日本を観光地として理解していただくと、日本も観光地である、いいところ一杯あるということに理解してもらいたいの海外への情報発信というものをビジット・ジャパン・キャンペーンでやってまいりました。それで、おかげさまで昨年六百十四万人

という数字が出まして、これから一千万人に持っていくためにはリピーターを増やさなければいけない。そのためには、国内で外国の方が独り歩きできるような、あるいはもう一回来てみたいという観光地をつくる必要があるという趣旨から今回の法律を出させていただいたというところでございます。

○田村公平君 だんだん答弁がうまくなってきました。

それでは、聞きますけれども、通訳ガイドというのは旧運輸省観光部所管で、司法試験並みの難しさと、既に九千人近い人がその資格を取っています。うちの高知県にも十数人おられますけれども、じゃ何のために、司法試験並みの難しい試験をやって通訳ガイドを持つていけるのに、今まで全部これ何をやつてきたの、その人たちは。どういうメリットがあったんですか。

○政府参考人(驚頭誠君) 確かに、十七年四月一日現在で九千五百人の方がおられます。それで、そのうち実際に活動していると思われる方は千五百人弱ということでございまして、大変人がいるにもかかわらず働いていないという状況はそのとおりでございます。

この法律、二十四年にできましたが、その後、やっぱりいろいろな言語のニーズだとかあるいは地域、案内内容に対するニーズの変化というのがあったものを、私も、はつきり申し上げまして、きつちりに対応してこなかったという面がございます。それで、そこにスルーガイドという外国から案内をするようなガイドが入ってきて、そういうようなこともあって、資格は取ったけれども働いていないと、こういうような状況にあるというのが、確かに今先生の御指摘の点だと思います。

そういう意味で、運まきながらということではございますが、今回こういう法律を出させていただく中で、違法ガイド対策、あるいは働きたいのに働けない、ガイドが欲しいのにガイドとどういうふうなやつていか分からないというそのミスマッチを解消するためのマッチングの仕組みにつ

いて検討を始めてきているところでございます。○田村公平君 そうすると、ますます矛盾点が出てくるんですよ。

先般も幕張で外国人観光客を誘致するためのフェアがあったんですよ。今外国から来る観光客は、じゃ京都へ行つて奈良へ行かないなんという人がいるんですよ。愛知万博へ行つて名古屋に寄らない人がいるんですよ。中部国際空港からいきなり愛知万博だけ行つて、はい、さようならという人がいるんですよ。特にアジアにターゲットを置いた場合に、アジアの人たちは日本の温泉好きですよ。当然、せっかく例えは関空に入つて、京都、奈良回らないで有馬温泉に行つて帰るなんという、そんな観光客なんかあり得ないわけ。

ところが今、今度出そうとしている法律の中には地域限定通訳案内士。私のところには国際線が入っていない、高松には入っている、松山空港にも入っている。じゃ松山へ来たら道後温泉を見て、じゃついでに四万十川でも見てカツオのたたきでも食つて、明石海峡大橋の鳴門の渦潮でも見て、それから関空からアウトとかいうふうな、当然私が旅行者であればそういうメニューを組みますよ。それが何で、愛媛県なら愛媛県、高知県なら高知県という限定したガイドを置くんですか。

しかも、これ業として、つまり業というのは金をもらつていいということですよ。そういう、じゃ今、司法試験並みの、活用してこなかったと言つた、その今おられる九千人のガイドさんに対する分野調整。あるいは、それぞれの地域社会で、ある程度お年を召して現役から離れた、たまに趣味で韓国語をやつておりました、あるいは韓国語の先生をやつておりました、中国語でも何でもいんですよ、その方々がボランティアとして活動している場合。業として、つまり業というのは金、先ほど言いました報酬がいただけるわけですから、善意のボランティアの人たちに対する、この県でもあると思います、都道府県間。そういう例えばコンベンション協会だとか民間組織

で、観光客を誘致したりとか、それは外国人だけじゃありません。県、自分の県以外のところから来る人に対しても、旅館組合も出資したり、そういう観光協会、民間の団体もあります。そういうところの整合性についてどういうふうにお考えになつていのか、お教えをいただきたいんです。

○政府参考人(驚頭誠君) お答え申し上げます。今、今の外国人旅行者の旅行の形態というのは、バックで来まして日本を広く回るといふ形の旅行形態というの、まだまだ主流としてございますが、近年、特に韓国とか台湾なんかからは、地域、全国ではなくて特に地域で経験を、体験をする、そういうような個人旅行というのが増えてきておりまして、そういう中で、地域に行つたときに、この部分だけでガイドをしてほしい、この観光地のことを深く知りたい、こういう分野をガイドしてほしいんだというそのニーズというのが最近増えてきておりまして、そういうニーズに対する対応として地域限定ガイドというものをつくりたいだきたいということにしているわけでございます。

そういう意味で、先生が今おっしゃいました、その広域をいろいろ回る方につきましてはやはり今までどおり全国ガイドの方に案内をいただくということになりますし、それで地域についても、県ごとにやるのは、確かに観光地というのは必ずしも一つの県に収まるわけではございません、あるいは二県、三県がまたがって一つのデスティネーションとして売り出そうと、こういうようなところもあると思います。そういうところで、例えば試験と一緒にやるという形で、ガイドに、実態に無理のないような運用というものをしたいと、こう思っております。

それから、最後でございますが、ボランティアの方との関係でございますが、ボランティアガイドというのは今四千二百人ほどいろいろな団体に所属しておられます。そういう方がボランティアガイドをやつておられますが、自治体だとか旅行会社などから聞きますと幾つか問題がありまし

て、知識、能力のレベルに相当する必要があるということ、あるいは必要とときに、やはりボランティアです、必要とときにきつちりと来てもらえないと、こういうような指摘もなされておりました、そういう部分についてはその地域限定通訳案内士というものが例えはきつちりその契約ベースでお客様のニーズにはちゃんと対応できるようにしていきたいと、こういうふうにご考えております。

ボランティアの方というのはそれはそれでいろいろなどでお手伝いいただくわけですが、そういう方々に対する情報発信というのはきつちりと私どもでやっていきたいというふうにご考えております。

○田村公平君 それじゃ、逆にお尋ねしますけれども、旧運輸省観光部ごとの予算と初代国土交通大臣閣下さんのときの観光の関する予算、どういうふうにご増えたか、教えてください。

○政府参考人 鷲頭誠君 国土交通省、平成十三年の一月になりましたので、旧運輸省時代の予算というのは十二年度予算でございます。十二年度予算、観光関係予算三十六・三億円でございます。それがビジット・ジャパン・キャンペーンが始まった平成十五年度は五十一・二億円でございます、対前年度比で五四％増ということになっております。

○田村公平君 何で予算の額聞いたかといいますと、先ほど国家公務員上級職あるいは司法試験並みあるいは公認会計士並みの難しい試験を九千人も受けておいて全然野放し状態に近いことをやってきた。あるいは、税制上の優遇措置がありますけれども、政府登録旅館になると、政府が公認する、政府というものは当時の運輸省で観光部でありますけれども、それ、政府登録もらう税制上のメリットよりもJTB協定旅館や旅行会社の協定旅館になった方が客運んでくれるんですよ。

だから、私は何を言いたいかというと、旧運輸省、今の国土交通省含めて、観光行政はあったか

もしれないけれども、観光政策はなかったんじゃないんですか。もつとやわらせてもらおうと、金が五十一億円まで増えたから、じゃいろいろやってみようじゃねえかと。今までは、私はこれ嫌なことを言いますけれども、何でも規制緩和がいいとは思っていません。例えば、ハイヤー・タクシー業界が、タクシー会社の経営者が車を増やしたいと。そうすると、聴聞会開きますよね。車庫の写真まで持っていくと、運転手は何人雇うんだ、車いつ買うんだ。いや、これから増やしてほしいというお願いに行くのに、設備投資は先にやって、写真まで添付して、聴聞会まで開いて、じゃそのタクシー会社がぶれたときに運輸省は面倒見るのかって聞いたことがありますよ、秘書時代に。見るはずもない。

そういう判こ行政。エンドユーザーのことを考えていない。通訳はつくった、勝手にやれやと。政府登録旅館にした、はい、勝手にやれやと。つまり、例えば同じ役所でも道路局だったら、土佐国道工事事務所長は、若い人が、年配の人はいたりしますが、所長になったときに、用地交渉に行ったら、所長出てこぬとぶち殺すぞというふうな、エンドユーザーとの接点があります。空港を造った港を造ったりする。しかし、飛行場を利用するのは一般国民であり、その窓口には航空会社の職員であります。管制でミスがあった。NECとか何かのあのバグの入った、そのまま出して一日ぐらい管制がダウンして、さんざん文句言われるのは航空会社の窓口の人なんです。管制官は大変なんですけれどもね。これは、だけれども、表に出てこない。しかし、航空局長はどこにいるかといったら本省に座っています。

そういうふうには、私はここまで与党の立場ですから言いたくなかったけれども、何か制度をつくって、また許認可で、またそのためのガイド養成のためのそういう外郭団体をつくって、何かそこへまた天下りがあるんじゃないかと余計な勘ぐりしたくなる。例えば、パソコンで車検が取れる

なんていったあのシステムを立ち上げるだけで、そんなの車屋に任しておきやいのよ、ディーラーさんに。

そういう、何か肥大化して、そこに国民の税金を投入して、小泉内閣は小さな政府と言いつつながら、郵政のことも誠に摩訶不思議でたまらぬのです、何かこころ、本当に僕、観光というのは大事だと思つていますよ。やっぱり知らない国、私は一九六八年に野宿しながら世界一周して、八月十八日にチエコスロバキアのプラハにいて、ソ連軍が攻めてきて、私は三派系全学連の人間でありましたけれども、あれからすっかり宗旨変えまして、そういう知らない国を見ていくことというのは大変なことであり、そのことが地球が狭くなっていく中で、いろんな紛争、争い事も、やっぱり国民レベルで知らない国を見るというようなことは大変いいことだと思っております。

しかし、思っておりますけれども、じゃ東京駅見てくださいよ。私は成田エクスプレスで成田から出ますけれども、うちの選挙区の後援会の人間と待ち合わせして、成田エクスプレスの第何号に乗ると、三つも乗り遅れなんです、どうやって下りていいかわからないんですよ、私のように日本語が読める人間でも。田舎から来た初めての人には日本語もしゃべって日本語が読めるのに、丸の内側のこつちのエスカレーターをこう下りて地下の四階まで下りぬといかぬ言うてあつても乗り遅れるんです。これどういうことなんですか。全部そういう東京駅を含めてそれは民間化されたかもしれないですけども、所管官庁は旧運輸省ではないですか。何でトータルで考えないんですか。一体この五十一億円に予算が増えたからといって、そういうもつと基礎的な基本的なことを、そういうことをどうしてやらないんですか、トータルで、つまり観光行政はやってきたかもしれないけれども、観光政策として息の長いことをどうしてやらないんですか。

例えば、シンガポール政府観光局は日本にも観光局を置いて、あるいはSQ、航空会社もシンガポールに来てくださいますよ、いいキャンペーンを張っていますよ。先般、ベトナムに僕行ってきましたけれども、あのベトナムの貧しい国、大変気の毒な話ですよ、月収七千円ぐらいの国でも、DNを使ったりTG使ったりオーストラリアやニュージーランドに比べると六百USドルとか、そういう値段で行けるようにしています。僕はHISのたき切符でずっと動いています。僕らはHISから、何で日本の、じゃ逆に言うと、外国人誘致もいいけれども、じゃ日本人が外へ行くときだってまともにやったらばらばらになるんです。我々国会議員が海外に視察に行くときにファーストで確かにいきますよ。ボーイング747の国際線仕様に三百五十人乗っていて、だれ一人同じ運賃の人はいないんですよ。私の弟がハリウッドに仕事に行っていて、アメリカに住んでいて、往復するの、同じANAやJALを使つて、ハリウッドで買つとめっちゃ安いんですよ。じゃマイレージで、私も持っていますよ、困り込みや、繁忙期にはマイレージを使わせないと、そういうこそくな、一番行きたいときに使わせないと、一体何を考えているのよと、もつと日本国民も大事にしてほしいけれど、外国から来るお客さんも大事にしてほしいけれども、そういう、鷲頭さんに恨みがあつて言っているわけじゃありませんよ、トータルで観光政策として今後どのように、せつかく、五十一億円なんてばらばらのお金ですよ、これどういうふうにお考えになつていらっしゃるんですか。

そうじゃないと、こんな紙に書いた法律で、何か小泉の名前まで使つて、何かちよつとしり馬に乗つておるような感じがして、それはちよつと、ちよつとまゆつばの感じがするんですよ。どういうふうにお考えでしょうか。

○政府参考人 鷲頭誠君 先生いろいろと厳しい御指摘をいただきましたし、私も多々反省するところはあると思いますし、観光関係で申し上げますと、確かに予算がビジット・ジャパン・キャン

ペーンということと付いた、二十億ぐらい付きましたので、それを消化する、はっきり言って私も、今まで余りインバウンドにも力を入れてこなかったもので、その二十億を効果的に使うやり方というのについてもノウハウがないので、手探りでやってきたというようなこともありますので、ちょっと目がそっちに向いていていたということではございますが、今年度は三年目になりますので、今先生おっしゃられたトータルで考えて、ハードだけではなくてソフトみたいな仕組みですね、それから日本人の旅行に対するいろいろなケアというんですか、そういうものも含めて総合的に考えていきたいと思っております。

特に外客誘致につきましては、この一月にうちの中で国土交通省観光立国推進本部という関係部局の集まる組織をつくりまして、もうちょっと地道な、いろんな知恵を出しながら問題解決をしていく道を探ろうじゃないかということで組織もつくったわけでございます。すぐ明日あさってにというわけにはいきませんが、是非ともそういう場を利用して、各省とも連携しながら頑張っていきたいと思っております。是非とも御理解をお願いしたいと思います。

○田村公平君 揚げ足取る気はありません。団体客よりも個人客が増えている、増えつつあるというふうには驚頭さんはおっしゃいましたけれども、じゃ個人客はどんな思いしているか御存じですか。日本のホテルは世界一高いですよ。ニューオータニや全日空ホテルだって三百ドル以上するんですよ、パッケージじゃなければ。高知から全日空に乗って全日空ホテル東京に泊まったら四万四千円ぐらいで、一泊分と往復の。しかし、それはもうフィックスされているやつですから、そうじゃなくってフリーで泊めてくれるなんて、おれ、自分自身がリュックサックしよって野宿しながら歩いたからね、それはもう差別だらけですよ、はっきり言って。ホテルなんか泊めてくれないですよ。野宿するかYMCAへ行くのかユースホステルに行くか、どっちかですよ。

今、個人観光客が増えていると。じゃ、何でそんなに高い料金なのと。日本人にとっても高いですよ、ホテル代。おととい自分の陳情団が来て、急な陳情だったから、ホテル、安いホテル探してくれといつて、やつとニューオータニ見付けたって、一泊三万二千元ですよ。だから、人出てくると、砂防大会だ何だって、飛行機代と一泊したら十万円仕事なんです。発言する者あり。いやいや、そうじゃないですよ。十万円あればハワイへ行けちゃうという、そういう、もつと情報、いろんな、高ければ高いで行かなきゃいいんだから、安いところへ泊まればいいんだから、そういうことも含めて、きちっとしたインフラ整備をしないといけないと本当の生き金にならないということを申し上げまして、大臣の答弁も要りませんので、時間が来ましたので、質問を終わります。

○岩本司君 おはようございます。民主党の岩本司と申します。

国民の皆様方に分かりやすい質問をさせていただきまして、分かりやすい御答弁、よろしくお願いいたします。

先ほど先輩同僚委員の方と質問が重複するところもありますけれども、我が党といたしましても確認させていただきなさいいけない点でございますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

まず、ICTタグの利用による観光案内の普及について大臣にちょっと伺いたいと思いますけれども、先月の十二日にICTタグを利用した観光ガイドシステムの実証実験がスタートいたしました。北側大臣も浅草まで出向かれてその体験をされたというふうに向っておりますけれども、その御感想、また、今からのICTを活用したそういう外国からのお客様に対するサービスの見通しといえますか、御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(北側 雄君) 今委員のおっしゃいましたように、四月の十二日でございますが、浅草に行つてまいりまして、ユビキタスネットワーク

の技術を活用した観光ガイドシステムでございますけれども、モデル実験をやっております。それに参加をしております。

外国人の方々、この浅草にはよくいらつしやっておられまして、その端末の機械を持ちますと、英語と韓国語と中国語、それから日本語、この四つで選べるんですが、例えばその端末機をICTタグの方に近づけますと、そうすると、そこがどういう場所であるか、どういう歴史があるのか、そういう観光案内が音声で聞こえてくるんですね。それが四か国語、選択によって聞こえてくるということとございまして、やはり外国人の方々にとってはそういうサービスがあると非常に便利だということに思っております。実際にそこを通り掛かった外国人の方々に使っていただきましたら、非常にこれはいいというふうな評価もいただいたところでございます。

今、このICTタグを利用した観光ガイドシステムにつきましてはモデル実験、島根県の津和野、これで行いました。さらに、愛知万博の長久手会場でも今年の六月から七月にかけましてさせていただきます。さらには東京都も非常に関係を持ってございまして、東京でもこの十七年度予算付けてくれまして、秋葉原、上野等でそうしたモデル実験をやろうということで今進んでいるところでございます。

そうしたモデル実験を通して様々な課題も出てまいりますので、そういうのをきちんと検討しながら、こうしたものを様々な観光地で活用できるように是非推進をさせていただきたいと思っております。

○岩本司君 ありがとうございます。

先ほど先輩同僚委員の方から御質問があったと思いますが、ビジット・ジャパン・キャンペーン、これは、総理が一千万人に観光客を、一千万人の海外からお客様に日本に来ていただくというところで、現在二年以上が、小泉総理が目標を設置しまして二年以上たつて、現在一七・八%増の六百十八万人なんです。これは本当に、二年

で百万人以上の方が、観光客の方が増えているということは私は本当に素晴らしいことだということに思いますけれども、二〇一〇年までこれ、このままの、何といいますが、いろんな策を講じていらつしやると思いますが、この二〇一〇年までにこれ一千万人達成しますか。大臣に御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(北側 雄君) 是非達成をさせていただきたい。そのために様々な努力をしていかなければならない、そんな簡単な目標ではないと私も思っております。

今年は愛知万博がございまして。この愛知万博、半年間やっておりますので、それをフルに活用をさせていただいて、多くの外国人のお客様に日本に来ていただけるように様々な商品も開発をされております。今年は七百万人を目標にまずやらせていただいておりますけれども、これを更に二〇一〇年一千万人という目標を達成するために、様々な細かいところも含めまして政策誘導をしていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

一つは、やはりアジアの方々、近隣のアジアの方々が何度も日本に来ていただけるとかな、そういうお客様をつくっていかないとかなかなか一千万人というのは容易ではないと思っております。やはり台湾であり韓国でありそして中国であり、こうした近隣のアジアの国々の方々がもつと気楽に、そして魅力を感じて日本に来ていただけるような、そういうふうに向かっているといけない、それが一つポイントであるというふうに思っているところでございます。

先ほど田村先生から答弁の機会を与えていただけなかったもので、ちょっと今の御質問とも関連します。先ほどの観光行政から観光政策へというのは、非常にそのとおりだと私も思います。やはり今までの観光行政というのは、どちらかというと業界ですね、業界と直接触つてはいたかもしれませんが、利用者、要するにお客様、お客様というもの

を直接意識をして政策をつくってきたかという
と、確かにこれは反省をしなきゃならないと私も
思います。やはり業界の方々と接触、それを通
じて様々やっていかれませんが、もつとダイ
レクトに利用者、観光客、お客様という意識を
持って、そういう方々を日本に何度も何度もリ
ピーターとして来ていただくためにはどうして
いけばいいのかと、そういう観点でやはり政策を
行政府がやっぱりしっかり考えていかないと
いけない。そういう意味で、先ほど田村先生のおし
ゃった観光行政から観光政策へというのは非常
なことでありふらうに思っております。是非
そういうことを大切にしながらしっかりと取組
をさせていただきたいと思っております。

細かなことも非常に大事だと思います。本
観光客の方々の立場に立つてどうすることがい
のか、そういうことを考えていくことが非常に
大事であるというふうに思っております。

○岩本司君 ありがとうございます。

次に、通訳案内業の現状について伺いま
すけれども、通訳案内業試験、この試験に受
かたといいますが、この免許取得者、約九千
三百五十名いらつしやるんですが、この資
格を生かして生計を立てられている方が限ら
れた人数しかないんじゃないかというふう
に聞いておりますけれども、この現状をどの
ように把握されているのか、ちょっと御説
明いただきたいと思っております。

○政府参考人(鷲頭誠君) お答え申し上げ
ます。通訳ガイドの免許保有者数は平成十
七年四月一日で九千六百五十二人となつて
おりますが、実際に稼働しておられる方とい
うのはこれよりも相当少ない千五百人弱であ
るというふうに把握しております。

それで、免許保有者の構成を言語別に見
ますと、英語の分野に七〇%、それから韓国
語、中国語、台湾語、香港からの旅行者に
対応可能な韓国語、中国語の分野の通訳ガ
イドというのは合計で一五%足らずというこ
とになっております。

また、地域別に見ても、関東四都県及び近

畿三府県に全体の八〇%が集中してござい
まして、地方部における有資格者の数は極め
て少ないという状況になっております。

○岩本司君 ありがとうございます。

現状、その免許を持ってもそれで余り生計
を立てていらつしやる方が少ないということ
なんですけれども、今回の法改正で通訳ガイ
ドさんのこの数を増やすわけですね。で、そ
ういう現状でこれが増えて混乱するんじや
ないかなと。生かして切れてないといいま
すか、現在でも九千六百五十名という今御
答弁ですけれども、今回の法改正で増加を図
るその前に、そのレベルの適正化等とかも
関係すると思うんですけれども、必要最低限
、最低限必要とされる通訳ガイドさんのレ
ベルの程度というのはどの程度というふう
にお考えでしょうか。

○政府参考人(鷲頭誠君) 通訳ガイドの方
は正に民間外交官として外国から来られた
方に直接日本の良さをアピールするという大
きな役割を担っております。そういう観点か
ら申し上げますと、そのレベル文化等の全般
に關して外国語を用いて正確に伝えられる
ということが重要でございまして、それが
通訳ガイドに最低限必要とされる能力レベ
ルであらうと、こういうふうにも考えてお
ります。

それで、一方、今は試験で、いろいろと
ございまして、語学の試験が難し過ぎると
あるいは真に必要な知識を聞いてないでは
ないかというふうなこともございまして、今
回は法律改正に基づいて試験内容のレベル
を適正なものにしたいというふうに考えて
おります。その際に、単に難易度を下げると
いうことではなくて適正なものにするとい
う観点から、専門家の方に意見を求めなが
ら、ちゃんと真に求められる知識、能力を
問うような試験内容にしていきたいという
ふうに考えております。

○岩本司君 現状の難しい試験で合格され
たその九千六百五十人の方で、現実的に一
千五百人しか

この免許を活用して生計を立てていらつ
しやらないと、という活動がされてない。そ
の現状の中、試験を簡単にするだけじゃな
くていろんな角度からハードルを、国民の
皆様に分かりやすく説明すれば、ハードル
を下げるわけですね、増やすわけですから
。それで、ちよつとこれ逆の方向に進むん
じやないかなと思っております。

○政府参考人(鷲頭誠君) ただいま、今
の現状というのは、おっしゃるとおりの面
もございまして、一つは、働きたいけど働
けない。逆に言うと、ガイドさんがいるん
ですが、お客さんとのマッチングがうまく
できてないということによって、本当はだ
からガイドをしてほしいニーズはあるん
だけれども、どこに聞いていいかわからない
。ガイドさんもどういふところに行つて
仕事を探しているのか分らないというこ
ろが一つ問題でございまして、そこにつ
きましては、私も、今まで何もなかった
という御指摘先ほどもございまして、今
度この法律改正を機にそういうマッチン
グをしつかりしていこうと。

いづれにせよ、外人観光客がどんな
一千万人に増えていけば必ずガイドのニ
ーズというものは出てくるわけございま
すから、それをきつちりガイドさんにニ
ーズを伝えるというのをしつかりしてい
くべきです。もう一つは、違法ガイド、ス
ルーガイドという、外国から添乗で来て
そのまま案内ガイド行為をする違法ガイ
ドがかなりございまして、そういうもの
に対する対策というのをしつかりしてい
くことによって、今おられる方がきつち
り働けるとともに、新しいニーズへの対
応というのもできるんじゃないかという
ふうにお考えしております。

○岩本司君 次に質問をしようとした
ことを先に答弁されると、非常に通告し
た方としては困るんですけれども、通告
しない方が良かったかなんて思つて
いるんですが。

だから、逆でして、先に、その法律を
作る前に、九千六百五十人の方がちゃんと
仕事ができるようになった後に増やして
いくというんだつたら分かるんですけ
れども、ちよつとこれ逆じゃないかな
というふうに感じます。

先に答弁された質問を逆に今度は質
問をさせていただきますけれども、もう
先にいただきますけれども、無資格通訳
ガイドさんですか、資格を持っていない
方々がガイドをされて、試験に受か
った方々の職を脅かしているという
か、分かりますか、そういうことも起
こっているか、聞いておりますけれども、
具体的にどういふ現状があるのか、ち
よつと御説明いただきたいと思いま
す。

○政府参考人(鷲頭誠君) 現状につ
いて御説明申し上げます。

今の違法ガイドにつきましては、中
国、韓国をはじめとするアジア諸国
からの訪日ツアーにつきましては、周
遊型の観光、要はみんな一緒にずつ
と日本を旅するという周遊型の旅行
形態が比較的多いわけございまして、
それに本日から添乗員が付いて同行
してまいります。

我が国の滞在中も含めてツアーの
全行程についてスケジュール管理など
を行うケースが多いというふうにお承
知してございまして、通訳ガイド団体
の調査によりますと、このようにア
ジア諸国から周遊型ツアーで来る
方々に同行している添乗員が、この
通訳案内業法に基づきガイドの資格
を有しないままガイド行為をしてい
るというケースがあるというこ
とを伺っております。

○岩本司君 そういうケースがある
場合に、その罰則というのはどうい
う形でされるんですか。もちろん、
質問、分かってる範囲で結構です
から。○政府参考人(鷲頭誠君) 現
行では三万円以下の罰金でござい
ます。

○岩本司君 ありがとうございます。
昭和二十四年ですね、通訳案内業
法がこれ施行をされて、抜本的な改
正がこれ今回が初めてなんです
よね。昭和二十四年から今まで改
正がなかつた

たというこの現実があるわけですが、これはそういう三万円、それは今ちょっと通告していませんでしたけれども、御答弁いただいてありがとうございます。

これ、なぜここまで手付かずだったのか御説明いただけますか。

○政府参考人(鷲頭誠君) 今までも私どもの、日本国としてインバウンド観光政策というものが十分ではなかった。私どもの観光行政考えましても、割と海外旅行とかそちらを中心をやつてきました、インバウンドということの観光政策の位置付けが十分でなかったということもございまして、御指摘のとおり、通訳ガイドの重要性につきましても、大変重要な職業ではございますが、十分な配慮が払われていなかったということではないかと理解しております。

それで、二十四年にできたということでございますが、その後のいろいろな状況の変化に、そういうこともございまして、国で十分な対応ができてない、制度面の対応あるいは無資格ガイド対策への対応ということが十分でなかったというようなこともございまして、結果として今まで来てしまったということだと思えます。

そういう意味では、遅まきながらと申しますが、これからインバウンド政策が一つの大きな柱になりましたんで、ガイドというものの、この分野でもしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○岩本司君 昭和二十四年から手付かずで、難しい試験に受かった方々が九千六百五十人いらっしゃって、生計を立てている方々がほとんどいらっしゃるやらないと。しかも、たまにアルバイト的にでしよ、これ千五百人ぐらいらっしゃって、それでまた試験のハードルを低くして増やしていくと。なかなかこれ国民の皆さんも理解し難いと思うんですけれども。

平成四年の法律の第八十八号ですか、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律、ちょっと長いん

ですけれども、これいわゆるお祭り法と言われるこの法律ですね、これも実績がゼロということなんですけれども、これもちょっとコメントをいただきたいと思えます。

○政府参考人(鷲頭誠君) 今おっしゃられましたいわゆるお祭り法というものの通訳案内業法の特別というものは、地域伝統芸能等を活用した行事を中核として地域が行う外国人旅行者の受入れ促進策に対する国の支援措置として、一つはその活用、その行事についてその実施期間内に限って、その実施市町村の区域においてのみ行われる通訳案内業務については国の認定を受けた場合には免許が要らないと、こういうことになっております。

それで、この制度は、今申し上げたとおり、特定のお祭りの期間だけ、お祭りに対して、その期間だけその区域でという大変厳しい制約があったというところで事実上その期間だけガイドをするという人がいなかったということが実情でございまして、その結果、制度の導入以来実績は、今先生がお話のとおりゼロということになっているわけでございます。

○岩本司君 九千六百五十人の試験に合格された方々がいらっしゃるわけでしょう。それをやっぱり何らかの形で指導すべきだと思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人(鷲頭誠君) その九千六百五十人の方々は元々免許を持っておられますんで、こういうお祭りビジネスをすることができたわけです。

ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、我々の反省点として、そういうところに、ここでお祭りがあって外国人の方が来られてビジネスになるというところの情報提供といえますか、そこをどうするをうまくつなぎをやってこれなかったというところによって、そういうお祭りがあったにもかかわらず、例えば地方であつたお祭りに東京から行って通訳をするというような機会が設けられなかったと、こういうことだと思えます。

○岩本司君 地方自治体との連携はどのようにされていきますか。

○政府参考人(鷲頭誠君) 登録は、この個別の九千六百五十人の方々の名簿、その登録というのは地方自治体にいたします。ですから、地方自治体の方はどういう方がどの県にいらっしゃるのか分かっておられまして、そういう方々と、それからあとガイド団体が幾つかございまして、そういうところが連携をして旅行会社とどういう仕事があるんですかというやり取りをしていると、こういうのが実情でございまして。

○岩本司君 今回新たに地域限定通訳案内士が導入されるわけですが、これ、全国型の通訳のガイドさんがいらつしやる中で地域限定の資格をこれ設ける必要があるんでしょうか。

○政府参考人(鷲頭誠君) 先ほどもちょっと申し上げましたが、地域限定通訳案内士制度につきましては、リピーターを中心に外国人旅行者が増加しているという状況の中で、全部についてガイドを欲しいという状況ではなくて、訪れた地域において、その人が関心がある事柄とかその地域特有の歴史、地理、文化などについてその現地の詳細な情報が欲しい、案内が欲しいというようなニーズが高まってきておりまして、そういうニーズにこたえるために、私ども、通訳案内業の在り方の検討分科会というのをこの法律を出させていただく前につくったんですが、そういう中で検討、議論の中でも出てまいりました。

この制度につきましては、外国人旅行者の誘致に積極的な地方自治体からも、その地域の観光、自分の地域の魅力というものを正確かつ適切に伝えることができる人材というものを確保していきたいということ、地域限定通訳案内士に対する要望というものが多数寄せられているということでございます。

○岩本司君 通訳ガイドの分布ですが、延べ免許取得者数で見ますと、最大、これ東京都ですね、二千九百五十五名。これ、青森県、鳥取県、佐賀県、これが最少の各十一名なんですけれども、もう既に、青森、鳥取、佐賀、十一名の方がいらつしやつてこのばらつきがあるんですけれども、こ

の解決にこれ、つながりますか、今回の法改正で。

○政府参考人(鷲頭誠君) 先ほども申し上げましたとおり、外国から来られる方の数というのは増えてまいります。一千万人ですか、倍になるわけでございます。そういう人たちに對する、そういう人たちのガイドへのニーズというものは確実に増えてくるというふうに考えております。

それからまた、先ほど申し上げました、特に台湾とか韓国からは個人旅行の方が随分来られますんで、そういう方が地域に行つたときにその地域でのガイドのニーズというものが確実に増えていくと思えます。

そういう中で、私どもは、やっぱりそういうニーズをきつちりとサービスをする側、サービスを提供する側に伝えて一つのマーケットとしてワークするようにその仕組みをつくっていくれば、それは地域限定通訳案内士制度、それから今の全国版のガイドさんの制度というものの、いずれも両立をしていくものだと考えております。

○岩本司君 ありがとうございます。

私の地元は九州の福岡なんですけれども、先ほども先輩同僚委員の方からお話ございましたけれども、九州、福岡だけではなくて、福岡に来たらやっぱり長崎ですとか大分、いろんなすばらしい県、一杯ありますから、そのエリアをじっくり観光したいという要望があると思うんです。

それで、現時点で東京都が二千九百五十五名で例えば佐賀県等が十一名なんですけれども、エリアはエリアで分かんるんですけれども、国としても、ばらばらの、何というんですかね、もううなずいていらつしやいますけれども、何て言つていいか分かりませんけれども、もう少し何か工夫をすべきではないかと、今までの御答弁の流れを聞いています。

そこで、ちょっと大臣にお伺いしたいんですけれども、今までのちょっと質問、答弁を聞かれて、どのようにしたら、まとめて答弁していただきたいんですけれども、いろいろばらつきがある、お祭り法ですとかいろんな法律、今まで手付かず

だったと、今までの私の質問に対して、ちょっとこういうふうにならないう方がいんじゃないかですとか、そういう御所見をいただければと思います。

○国務大臣(北側一雄君) 先ほどのお祭り法の話は、一体何のためにあんな法律を作ったのかというふうなことになるわけですね、実態がゼロなわけですから。だから、どうしてあんな要件を厳格にしまったのか、ニーズ、求められているニーズと全く違う制度になってしまったわけですね。

やはり、先ほども申し上げましたが、これからのやっぱ観光に対する姿勢といたしまして、是非多くの観光客に来ていただくこと、これはもう国内観光であれ国際観光であれ、アウトバウンド、インバウンドであれ、また日本人の方々の国内の観光であれ、多くの観光客の方々に楽しんでいただく、喜んでいただくこと、そういうところの姿勢をきちんと持つことが非常に大事だと思っております。

その上で、この通訳案内業、現に今九千六百五十二人いらっしゃる、でも実働されているのは一千五百人弱だと。これはもう確かにもって、こういう九千六百五人余のそういう資格を持った方々がいらっしゃるわけでございますので、そういう方々を一方で、今回の法案とは別途、この方々をやっぱいいかに有効に、そういう資質を持った方々を有効に活用できるのか、そこもよく検討しないといけないと思います。これを是非、そういう団体の方々、また旅行者の方々等とも協議をして、こういう方々のより有効に活用ができるような施策は何なのか、そこもよく検討をさせていただきますかと思っております。

○岩本司君 大臣、よろしくお願ひします。

本当にもう九千六百五十人、免許、難しい試験に受かった方々がいらっしゃって、さらに無許可で営業されている方々もいらっしゃる中、更に試験のハードルを下げて通訳の方を増やすというのは、なかなかちょっとこれは国民の皆さんも理解

し難いと思いますし、お祭り法があったり、活用されていないかったり、法案提出ありきみたいな何かこう。よろしくお願ひします。

公共交通機関における外国語による情報提供についてお伺いしますけれども、もう既に高速道路等でも地域によつては英語で、どこどこ市に入り、どこどこ市、どこどこ県とか、英語、中国語、韓国語ですとか、そういうふうな案内が出ています。地域もあるんですけれども、この法改正によつて具体的にちよつとイメージがまだわいてこないんですけれども、どのような公共交通路線がその対象になるんですか。具体的にイメージがわくように御説明いただければと思います。

○政府参考人(鷲頭誠君) お答え申し上げます。

今回の法律で、国土交通大臣が指定して、事業者による案内表示の計画的な整備というものを促進することになっております。それで、国土交通大臣が指定する際の要件とか指定する路線につきましましては今後これから決めていくわけでございますが、今イメージとしましては、例えば成田空港や関西空港といった国際空港と、それから京都などの主要な観光地などを結ぶ公共交通機関の幹線ルートというふうなものを対象にしまして、外国語等による情報提供をしようというのを考えております。

○岩本司君 次に行きます。

成田空港と今おっしゃったんですけれども、成田空港の二千五百メートル化問題です。現在、一本は四千メートルで、もう一本、現在二千八百十メートルで、この二千八百十メートルではジャンボは飛べないわけなんですけれども、延長問題の方向性について反対運動があつて、一方はもう延ばせない。じゃ、逆の方を延ばそうかというふうな議論もされているようですけれども、可能な範囲で結構でございますので、今後の延長問題の方向性について御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(北側一雄君) この二千五百メートル化の問題につきましては、今正に成田空港株式会社が精力的に地権者の皆様と交渉している真っ最

中でございます。一部地権者の方々の間では、長年のこの空港問題の抜本的な解決のためにどうしていくかということと協議しようということとで、テールもできたというふうな報告も受けております。そういう意味では、従来の一歩前進をしておると思ひます。成田空港株式会社、今後の精力的な交渉を見守りたいと思つておるんです。

ただ、この成田国際空港につきましては、今もう三十七の国からは非飛行機を飛ばせてもらいたい、また既に入っている会社からも、外国の航空会社、また国からも是非増便をさせてもらいたい。私も大臣に就任させていただきました。その後、多くの海外の大臣とお会いしました。お会いしましたけれども、多くの方々が是非成田に就航させてもらいたいということをおっしゃるんです。いやあ、申し訳ございません、今成田が一杯で駄目なんですというお答えをいつもしておるわけなんです。

やはりこの成田空港の本来の二千五百メートル化にするということは、それによつて、今も委員がおっしゃっていただきましたけれども、ジャンボ機がこの平行滑走路の方を活用できるようにするわけでございますし、発着枠も、これはもうもちろん地元の御理解いただかないといけないんです。その上で、これはもうかなり増えるわけですが、そういうことを考えますと、また特に貨物のことも考えましたら、私は、これは非常に我が国の経済とか更なる人的な交流ということを考えまして、この成田空港の二本目の滑走路の本来の二千五百メートル化というのは、これは待ったなしの課題だというふうな思つておるんです。

そういう意味では、今、成田会社が懸命に交渉をしてくれておるんですけれども、そうこれまでにしように時間を掛けてということではなくて、やはりもう待ったなしの課題としてかなり早期にこの問題についてはもう決着を見ないといけないというふうな思つておるところでございます。決着を見ないといけないというのは、二千五百メートル化に向けて実施をしないかねばならないと、これまでの計画を変更しても二千五百メートル化をしないかねばならないというふうな思つておるんです。

○岩本司君 ありがとうございます。

私の地元福岡も、福岡空港、今、発着容量上の制約があつたり騒音問題いろいろあるんですけれども、新北九州空港がもう建設に向けてもう着々と、完成に向けて着々と進んでいるんですけれども、大臣にちよつと御答弁、御答弁といひますか、お答えいただきたいんですけれども。

福岡空港、あと佐賀空港、それから北九州空港とあるんです。イギリスのロンドンにはロンドン市内を、例えばロンドンを例にしてこれはいいか悪いか分かりませんが、ヒースロー、ガトウィック、ルートンと、あとスタンステッドという、都市を囲むように空港があるんですけれども、ロンドンみたいに大都市じゃもちろん福岡はありませんけれども、そういう形で、何というんですか、その四つの空港でカバーしながらうまく海外からのお客様を呼び寄せたりいろいろ工夫もされているんですけれども、新北九州空港と福岡空港、佐賀空港、この連携の、どのように連携して、どういう展望が望めるのか、ちよつと大臣に御所見いただいてよろしいでしょうか。

○国務大臣(北側一雄君) 来年の三月の十六日に新北九州空港が開港予定というふうな聞いております。これ、海上にできる空港でございます。一方、福岡空港の方は、もう既にピーク時間当たりの離発着回数が三十五回程度になっておりまして、そういう意味ではそろそろ枠も厳しくなつてきているという状況かなというふうな認識をしております。

そういう意味で、来年、この新北九州空港が開港になるわけでございますので、この北部九州の空港の拠点でございます福岡空港、北九州空港、佐賀空港、この三つの空港が北九州の航空需要を担っていくわけでございますが、その役割分担といひますか、機能分担というものはしっかりして

いただかないといけないなど、それぞれの空港が機能を発揮していただくためにもやっていただかないといけないなど思っているところでございます。

福岡空港は、やはり何といっても北部九州の地域拠点空港という位置付けなんだろうと思います。そして、佐賀空港は、今、県の方も努力をされて、深夜貨物便の就航という新たな動きも出ておるといふに聞いております。北九州空港は海上空港です。そういう意味では非常に環境に優しい空港でございます。この三つを、その特徴というものをそれぞれ生かしながら、是非地元の方でも御検討いただければ有り難い。私どももしっかりと検討させていただいて、協議をさせてもらいたいと思っております。

○岩本司君 ありがとうございます。
北九州空港、新北九州空港が開港されましたら、やっぱり福岡市内からも北九州に行く方もいらっしやるかも分かりますし、一杯一杯になってきていますので、それを何か今から考えていかなきゃいけないものですから、この委員会のメンバーでございまして、今後また議論をさせていただきたいというふうに思います。

本日、本当にお待たせして申し訳ございません、独立行政法人の国際観光振興機構の理事の新井校一様に来ていただいておりますけれども、多くの国では政府観光庁という、こういう組織が自国の観光宣伝をするんですけれども、まあ全部が全部じゃ、もちろん外務省も一生懸命頑張っておりますし、ですけども、国際観光振興機構もいろいろお手伝いをされているというふうに聞いておりますけれども、どのような活動をされているのか、ちよつと国民の皆様に分かりやすく御答弁いただけますでしょうか。

○参考人(新井校一君) どうもありがとうございます。
J N T Oと私も……
○委員長(田名部匡省君) 発言を許可をしてから。

○参考人(新井校一君) 済みません、申し訳ございません。

○委員長(田名部匡省君) 国際観光振興機構新井理事。

○参考人(新井校一君) どうも失礼いたしました。

どうもありがとうございます。

J N T O、今、海外に十三事務所、本部は六部分かれて活動しております、分かりやすく言いますと、目的は海外からより多くのお客さんに日本に来てもらうということをやっております。そのために、二つに大きく分けることができます。一つは、海外におきまして積極的に相手国市場に働き掛けていくという仕事をしております。それからもう一つは、日本に来ていただいたお客さんが安全かつ快適に過ごしていただく、また来ようという気になっていただく、そのような受入れ体制を整備していくと、そういうこと、その二つが大きな目的になると思います。

もちろん、その前提といたしましては、相手国市場についてその実態をよく掌握し、どこにどういふふうに働き掛けたいかというための基礎的な調査をやるということも、これはソフトのインフラですが、大事なことだと認識して活動しております。

現在、私ども、ビジット・ジャパン・キャンペーンで、やはり海外に事務所を持ってアンテナを持っているわけなので、できるだけ中心になって活動するようにという指示を受けておりますので、その意味で、最大限の成果を上げるべく活動しているというところでございます。

○岩本司君 ありがとうございます。国民の皆様にはなかなか分かりにくいものですから。

それで、役員の一覧をちよつと拝見させていただいたんですけれども、理事長さんは民間からいらつしやうて、理事さんが四名、新井さんは元運輸省と、あとまた大蔵省からの方もいらつしやうて、また大蔵省からの方もいらつしやうて、役所から行かれた方は大体幾らぐらい給料をもらっている

らんだろうかと、国民の皆様が今一番関心がありまして、一生懸命仕事されているとおっしゃって、それは、それはそうだと思います。その給料が大体お幾らぐらいなのか、年間ですね。

それと、あと勤務時間でございますけれども、毎日御出勤されているのか、週に何回とか、あと退職金が大体幾らぐらいなのか、その辺の御答弁いただければと思います。

○参考人(新井校一君) 現在の給料でございますが、理事長が千九百十万円。それから、理事はすべて同じでございます。四名で六千七百五十万円、一人当たり千六百九十万円。それから、監事が二名ありますが、これが二千九百万円、一人当たり千四百五十万円というところでございます。

それから、勤務の状況でございますが、一般職員と全く同じでございます。朝の九時十五分から夕方の十七時四十五分まで、週のうち平日五日間の勤務という状態でございます。

それから、退職金につきましては、独立行政法人となつてから退職されたのが二名おまして、前の理事長、この方はJ N T Oが国際観光振興会時代である期間も通算いたしまして三年十か月で約千七百四十万円。それから、もう一方の理事、これは民間から来ていただいた方ですが、四年一か月おられまして約千四百万円の退職金を支給するということになっております。

よろしゅうございましょうか。

○岩本司君 時間が来ましたので、終わります。

○山本香苗君 公明党の山本香苗です。

本日は、驚頭政策審議官と一対一で二十分、よろしく願ひいたします。

通訳案内業法につきまして、今回の法改正では外国人旅行者のニーズにに応じた資格通訳ガイドの増加を、これを目的としているというふうに御説明いただいたわけなんです。でも、そもそ外国人旅行者のニーズといたつたら具体的にどういふものだと把握していらつしやるのか。現状はそのニーズとどうずれていると認識しているのか。今回の法改正でどう変わるのか。さつきいろいろと御答

弁いただきましたけれども、きちんと実態を把握した上で今回の法改正に臨んでいるのか、お伺いいたします。

○政府参考人(驚頭誠君) 今の御質問に対するお

答えてございますが、通訳ガイドに対する外国人旅行者ニーズにつきましては、通訳案内業の在り方検討分科会という、この法律を出させていただく前に省内でつくりました分科会でございますが、その中で、通訳ガイド団体のほか、地方自治体、旅行業界、国際観光振興機構等の関係者から意見をお聞きしました。また、それ以外にも、外国政府、観光関係者で二国間協議というのを観光分野でやっておりまして、そういうところの相手方などからもそのニーズを把握したところでございますが、それらをまとめますと、一つは、韓国、中国、台湾、最近大変お客さん伸びているんですが、そういう旅行者に対応できる韓国語、中国語の分野の通訳ガイドを増やしてほしいという声が一つあります。それから二番目が、地方空港の国際化により地方発着ツアーが増加しているために、地方部においても通訳ガイドを確保してほしいと、こういうニーズがございます。それから三番目が、旅行形態が先ほども申し上げましたように団体旅行から個人旅行に変わってきていることから、サービス内容とか料金態様をスポット的にやれるようなそういうバリエーションを増やしてほしいと。それから四番目が、旅行先の観光地で現地に特有の歴史とか地理、文化に対する詳しい説明が欲しいといったようなニーズ。それから五番目が、通訳ガイドに対してやっぱりどうやってアクセスしていか分らないから、もうちよつと情報発信を強化して、手軽に自分のニーズに合ったガイドが探せるようにしてほしいと。以上のようなニーズの変化というものが我々把握しているところでございます。

〔委員長退席、理事大江康弘君着席〕

それで、その一方で、実態につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、九千六百人ほどガイドの方がおられますが、実際に働いてお

れるのは千五百人弱でございまして、そういう中で、中国語圏からの来訪者というのは百七十万人いるにもかかわらず免許保有者は八百八十八人、それから韓国からの来訪者は百六十万人であるのに対して韓国語ができる免許保有者は四百三十七人というような状態になっておりますし、また、この多くが東京、大阪の都市部に住んでいるというような状況でございまして、その辺が新しいニーズと今の実態との合致していないところだというふうに私も考えているところでござい

す。

○山本香苗君 先ほど田村理事の御質問の中にありましたけれども、都市部を通らないで地方だけに行くということも無いと思うんです。地方だけに行くと、地方に行かないでという、いろんな組合せがあつて、ニーズが多様化しているんだと思うんです。

外国人旅行者が増加したという前提に立った上で、でも、増加したとしても通訳ガイドへの受注数の増加に必ずしも結び付くとは限らないんだと思います。そういう状態で試験を簡単にして、どんどんどんどん通訳ガイドになってくださいとねとやるのもどういふことかなというところもあるんですが、中国や韓国などからのツアーに同行する現地の添乗員が添乗業務の範囲を超えて無資格で通訳ガイドの行為を行っているという実態があると先ほどもお話ございました。この実態を今後いかに改善していくんでしょうか。実態のところはもう先ほど御答弁いただいたから結構です。

○政府参考人(鷲頭誠君) 私ども、この今回の法律を出させていただいた際に、この無資格ガイド対策というのをちゃんとやらなければいけないというところで、この三月に国と地方自治体、通訳ガイド団体などから成ります無資格ガイド対策検討会議というものを設置いたしました。それで、内外の旅行業者に対して文書を送付して無資格ガイドを使わないでくださいと、こういうことを言いますし、あと四か国語で、日本のガイドの良さ、あるいは無資格ガイドは違法ですよということを

書いた、四か国語で書いたリーフレットを二十万部作りまして、それを国際観光振興機構の海外の事務所などからその相手の国の旅行会社などへ渡すというようなことをしておりますし、また、この十八日から、通訳ガイド制度周知強化期間というところで、実際にガイド団体の方と自治体、それから私も支局の職員などが観光地に行つて、ちゃんと周知をする、それから違法だと思われる方には違法ですよというように言うということ、そのようなことを実施しております、ということ、で、そういう違法ガイドの排除についての取組というのも三月から鋭意始めているところでござい

ます。

○山本香苗君 通訳ガイドを今後増やしていこうというところでPRも一生懸命やっていらっしゃるという話でございましてけれども、その中で一つ抜けている視点があると思うんですね。

というのは、日本で日本語を今学んでいる、そういう外国人の留学生の活用というののもいいんじゃないかなと思うわけなんです。外国人留学生に対して、この通訳ガイド制度、学校が終わった後に就職していただくのもいいですし、元からもう非常にお上手で、学校のほかの専門分野のお勉強をされているような方も、こういった中で日本人の気質もよく御存じです、通訳ガイド試験を受けていただいて、登録していただいて働いていただくというのも一つ手じゃないかなと思うんですが、この辺りの広報はどのような形でやっていただけるんでしょうか。

○政府参考人(鷲頭誠君) 御指摘のとおり、我が国の通訳ガイド制度は国籍要件を定めておりませんので、現在でも通訳案内業試験の実施主体であります国際観光振興機構におきまして、在日外国人の各種の団体あるいは在日の外国人学校などの協力を得て、そういうところで通訳ガイド試験の願書とか周知ポスターなどを配布するということをやってきておりますが、今回制度の見直しを機に、今先生おっしゃられたとおり、外国人留学生の方々についてもっと広く本資格の取得を促す

と、それで活用してもらおうということで、今後は、留学生を受け入れていまして大学ですね、大学、あるいは各地で外国人雇用センターというものがございますので、そういうところ、あるいは学生職業センターという、学生でアルバイトなんかができるような、そういうあつせんをするところがございますので、そういうところにそのポスターの掲示とかあるいは制度、ガイド制度の周知、広報活動への御協力というものををお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○山本香苗君 是非、文部科学省とも連携を取っていただいてやっていただきたいと思うんですが、いろいろ通訳案内業法についてもほかにも聞きたいところはあるんですが、もう一つの法案の方についても伺いさせていただきますかと思

います。

外国人観光客にとって魅力ある観光地を整備促進するために地域の民間の方々を積極的に支援していくという視点、これは重要で、もっと早く取り入れるべきではなかったのかなと思うぐらいでありますけれども、今回の法改正で、その地域の民間組織がコーディネートした観光振興事業に対して様々な支援が行えることになると伺いしておりますが、具体的にはどのような支援が受けられることになるんでしょうか。

○政府参考人(鷲頭誠君) 改正法の外客誘致法八条によりまして、国土交通大臣は、地域の民間組織が作成した地域観光振興事業計画について認定を行うことができることになっておりまして、認定を行った直接的な効果としては、まず、地方自治体が当該民間組織を財政的に支援する場合において、その支援をしてあげられるお金について、地方債の発行によってそれを財源とするという、地方財政法の特例が受けられるというのが一つござい

ます。

さらに、予算上の措置としまして、国土交通大臣の認定を受けました計画のうちから、国が第三者委員会を設置しまして、その中で優れたものとして推薦を受けた計画につきましては、観光ル

ネサンス事業のうちの地域観光振興事業費補助金による支援を行うこととしております。

民間組織が行う事業の例としましては、地域ブランドを構築するために専門家を呼んでいろいろ話を聞いたりする費用、あるいは地域の人材を育成するための研修の費用、それからインターネットを活用して多言語による観光情報を発信する際に掛かる費用、それから古民家を活用して観光案内所を整備するといったような場合の費用、そういうものが例示をされておる、その補助の対象として例示をされておりますが、どういふふうにするかというのはそれぞれの地域が考えていただくことでございまして、今年につきましてはこの補助金は最高四割でございまして、予算的には一億五千万円を計上しております。事業費としては、そういうことでは三億七千万円になりまして、全国で十件から二十件程度を支援対象としたいというふうに考えております。

○山本香苗君 この法案の改正にもう一つ内容があつて、公共交通機関における外国人向けの案内表示の整備促進ということがあるわけでござい

ますが、一口に外国語による案内表示といっても、同じ内容を表示するのに事業者ごと、また表示場所ごとに異なっている場合があつて、一様ではないわけなんです。ある一定のガイドライン等を定めた上で、見る人の立場に立つて一層強力に促進していくべきではないかと考えますが、いかがで

しょうか。

○政府参考人(鷲頭誠君) おっしゃるとおりでございまして、今の法律で事業者の皆さんにビクトグラムとか外国語で表示をお願いをするということにしてあります。

そういう観点から、全国の観光地で分かりやすい案内標識の整備を推進するために、外国語などの表記方法のルール化とか、ルール化というのは、どこに置くべきか、見やすく置くべきかというう

四月二十七日に検討会の報告書が取りまとめられております。

現在、この報告書を基に観光活性化標識ガイドラインというものを取りまとめているところでございまして、それによりまして、どんな形の標識で、どれぐらいの間隔で、例えば地図の中に余り字ばかり多くならないかとか、そういうようなことをガイドラインとして示して、その事業者の方あるいは自治体なんかの参考にしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○山本香苗君 最後の質問をさせていただきたいと思うんですが、これは大臣にお伺いしませんが、よく聞いておいていただきたい質問なんです。

先ほどJNTOの理事に来ていたいただいておりましたけれども、JNTOのツーリストインフォメーションセンターというのが京都駅の京都タワーの中に以前あったんです。それが昨年の三月三十一日をもって閉鎖されました。外国の方々からは、京都は観光客がたくさんいるのに何で閉めてしまったのかと尋ねられましたけれども、その経緯、閉鎖に至った経緯、また現状についてお伺いいたします。

【理事大江康弘君退席、委員長着席】

○政府参考人(驚頭誠君) ただいま先生お話しのこと、ツーリストインフォメーションセンター、TICCと書いてありますが、これは、外国人観光客向けの日本全国の観光情報を提供する案内所といったしまして、前身の国際観光振興会時代の昭和三十一年にまず東京に、三十九年に京都にそのTICCを設置して情報提供を行ってまいりました。

しかし、平成十五年の独立行政法人化に向けて事業の見直しを行って行く中で、十五年三月に開催されました国際観光振興会運営審議会におきまして、京都TICCでの案内の約五三%が京都市に属するものであると、こういう実態を踏まえて、我が国全体への外客誘致を図るという国際観光振興会の案内所としての費用対効果について、厳しい指摘を受けたわけでございます。これを受

けてまして、TICC事業について費用対効果及び人的、資金的資源の効果的配分という観点から見直しを行った結果、地方自治体との役割分担を明確にしていこうといたしました。

それで、京都TICCにつきましては、京都市に関する案内が過半数を占めることから、京都市及び京都市が運営する観光案内所に業務を移管することとして、平成十六年の三月末をもって廃止したという経緯でございます。

○山本香苗君 現状。

○政府参考人(驚頭誠君) 現状ですか、はい。

それで、現状につきましては、今、外国人観光旅客に対する案内業務についてはJR京都駅ビル二階に設置されておまして、京都市がそこは運営しております。それから、駅ビルの九階に設置されております京都市が運営している京都ツーリストインフォメーションセンターというものが行っているというのが現状でございます。

このTICCの閉鎖に当たりましては、国際観光振興機構と京都市、京都府と十分な意見交換を行うとか、あるいはTICCの職員が転籍をしてその案内所で仕事をするといったような必要な支援を行ったところでございます。

○山本香苗君 そういう御認識なのかなと、聞いてちょっと悲しくなつたんですが。

JNTOのペーパーの中に、今回このツーリストインフォメーションセンターを閉める経緯のところが書いてあるところがあつたんですが、そこを見させていただきまして、いろいろさっき言った審議会で話をしたと、「その結果、地元を受け入れ体制が充実してきていることを踏まえ、京都市・京都市に案内業務を移管することとし、平成十六年三月三十一日をもって閉鎖しました。」というふうに書いてあるんです。まず、この認識が全然違うんです。実際は、先ほど海外業務、岩本先生の話の中にもありましたけれど、海外業務一懸念やりますと、そういう中で、外に一つつくるんであれば一個壊さなきゃいけないということ、で、急遽閉められたと。

で、閉められるとなつて、京都府と京都市は、これは何とかしなきゃいけないということで、当面の策として、平成十六年四月から、京都府は駅ビルの九階です、一階とか二階とか分かります、というところじゃなくて九階、その国際センターという、財団法人の国際センターの中に案内業務をやっているわけなんです。このセンターというのは、京都市の観光案内所が申しますと、京都にお住まいの外国人の生活を支援するための業務をやっているところなんです。その一角を借りしているような状況なわけなんです。今、二階に京都市の観光案内所がありますというふうな言われましたけれども、これは外国人向けじゃないんです。主に国内の方々に対する案内業務をやっているわけなんです。本間に外国人向けというのはいくぶん角なんです。

その京都市の方に行かれた、京都市の案内所、二階の方が分かりやすいですから、立派なものあります。そこに行かれた方は、対応できないというふうな言われて、九階の方に行ってくださいと言われるんです。九階の方に行ったら、一日百人ぐらいたまわさなきゃいけない、まあ百人しかさばけないような状況にあって、もう本間に大変だと。さっき、ツーリストインフォメーションセンターの方にはさっきのJNTOの方が職員として行かれたという話ですが、それは府知事が一生懸命お願いして、そういう職員がいなければ持たせてくれというところでやってきました。その方々がもうきりきり舞いで今一生懸命やっております。

普通は、観光案内所というのは観光客の目につくところにあります。そこに行くのが不便で、かつ場所が分かりにくいといったらもう意味ないんです。もう本間に、ここに対応できませんからあっちに行ってください、で、たらい回しにされる。これ国内でも頭にくるんですけど、外国でされたらもう本間に、もう二度と来てやるもんかって気持ちになると思うんですよ。政府では、先ほどから二〇一〇年には一千万人

を我が国に来てもらおうと、リピーターを増やそうというんな施策を打っていらつしやるということなんですが、言っていることとやっていることが全然違うんです。観光客はお客様だという意識を持たなくちゃいけないって大臣もさっきおっしゃいましたけれども、もう懸け離れている。京都の方、京都府の方では、外国人旅行者からも観光団体の方々からも、愛知博もありますから必ずそっちの方に流れていっていただくような形にしたいということを言ったとしても、どつと来ても対応できないって、もう恥ずかしい限りです。

もう頭を悩ましていらつしやいまして、今後京都市とも連携して外国人観光客の利便性を重視した案内所の在り方を検討していきたいということを今おっしゃってありますが、是非国交省の方で、観光振興のためのいろんな制度もノウハウも持ち込んで、京都にどつと外国の方が来られても対応できるような観光案内所ができるように是非とも御支援していただけるように前向きに御検討していただきたいと強く要望申し上げます。

○国務大臣(北側一雄君) いや、私も初めてお話を聞かしていただきました。

京都というのは日本有数の観光地であり、京都駅というのはその玄関なわけで、まさしく外国人の方々に様々なサービスをしなければならぬ箇所でございます。

今委員のおっしゃったような実態があつたということを私も初めて聞きましたので、しっかりと京都市、京都市とも連携を取りまして、そこにはしっかりと案内所ができるような体制を是非検討してもらいたいと思います。

○山本香苗君 ありがとうございます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

通訳業法等の改正で導入をされる地域限定通訳案内士について今日様々厳しい指摘がございましたが、これまでの資格が全国一律で、外国語はもちろん全国の観光地に精通しなければならなかった

ために地方の観光地案内までは行き届かない面もあったことから地方観光のニーズにこたえようという趣旨かと思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(鷲頭誠君) 御指摘のとおりでございます。地域限定通訳案内士制度につきましては、外国人旅行者の旅行形態の個人旅行化が進行する中で、自らが訪れた旅行先において、その地域特有の歴史、地理、文化などについて現地の情報に精通した方から短時間で詳しい説明を受けたというニーズが高まっているということに対応して導入をしたものでございます。

運用に当たりましては、いろいろな要望などに十分踏まえながら適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○仁比聡平君 我が党は地方観光の振興支援などの本改正に賛成の立場です。

今日は、関連して日本道路公団総裁においでいただきました。日本道路公団のプレストレストコンクリート橋梁、いわゆるPC橋梁の建設をめぐる重大な疑惑について質問をさせていただきます。

私は、三月の十七日の予算委員会、道路公団の技術系トップ、技術部長という要職にあった角谷務という人物とPC橋梁関係の建設資材の卸会社であるアンダーソンテクノロジという企業との癒着問題を質問をいたしました。それは、アンダーソン社が販売をしている定着工法のシェアが、同じPC橋梁を作るのにもかかわらず、国土交通省発注の工事では一〇％程度、ところが道路公団発注では何と六二％にもなっている。そこには、アンダーソン工法の特許出願に公団の技術部長のその角谷氏が共同発明者として名を連ねることとその製品を使わざるを得ない圧力が掛けられているというからくりがあるのではないかと疑問を感じます。

私は総裁に厳正な調査を求め、四月十二日に公団監察室による調査報告書が出されました。

それで、総裁にまず伺いたいのですが、その報

告書では、PC定着工法の選定については、受注企業に対し公団が圧力を掛け選定に影響を与えたという事実は認められないと結論付けていますね。間違いありませんか。

○参考人(近藤剛君) PC定着工法の選定にかかわるお尋ねでございます。

お答えいたしますが、その前に、公団の工事におきましては、PC定着工法の選定に当たりましては、工事の請負人が、橋梁の構造等諸般の事情を考慮いたしまして、個々の工事ごとに任意に選定した上で公団の承諾を得るという建前になっております。したがって、建前上、公団が定着工法を指定するようなことは契約上あり得ないということでございます。

そこで、お尋ねの調査についてでございます。

四月十二日に監察室から、委員御指摘のとおり、私へ調査報告書が提出をされました。平成十五年度に竣工をいたしましたPC橋梁工事を対象に、受注者と公団職員双方に対しまして弁護士作成した調査表により調査を実施したところ、PC定着工法の選定に当たりましては、公団から受注企業に対して特定工法を採用するよう働きかけた事実あるいは働きかけられた事実は認められないという内容でございました。また、PC定着工法の選定理由に関しまして、アンダーソン工法を選定した理由につきましては、回答数の多い順に、施工実績、これが一番です。二番目に品質信頼性、施工性……

○仁比聡平君 それじゃ端的に。

○参考人(近藤剛君) はい。三番目に経済性、コスト。四番目に技術的理由という回答を得ているということでございます。したがって、報告書におきましては、公団の指示や意向に沿ったという理由は見受けられなかったということでございます。

このように、これまでの調査結果からは、PC定着工法の選定につきましては、受注者の自発的、合理的な理由によるものと思われる、受注会社に対し公団が圧力を掛け、選定に影響を与えたと

いう積極的な事実は認められなかったという内容の報告でございました。ただ、私といたしましては、この点につきまして更なる確認が必要だと存じております。

○仁比聡平君 今の調査報告書の結論からしますと、大変重大な疑惑が新たに生まれると思うんですけど、

それは、その調査結果とは逆に、定着工法と密接に関連する透明シース、保護管という技術の特許権と独占販売権、これを問題のアンダーソン社が取得をし、この分野での公団発注工事のシェアを事実上独占することに關して、角谷氏のみならず、道路公団自体が深く関与をしているという疑惑です。

公団のPC橋の耐久性向上に関する技術検討委員会というものがございまして。これが昨日の朝日新聞の記事に言う有識者からの会議なんです。ここに角谷氏も公団側委員として参加をしております。九九年春ころから透明シースなどの検討がここで始まって、ところが、ちょうどその時期に、問題のアンダーソンを含む三つの会社が透明シース関連の特許を出願をしています。内部告発によりますと、アンダーソンの出願は道路公団の指導、示唆でなされたものだということです。

そこで、特許庁にお伺いをしますが、この時期になされた透明シースに関するケープル保護用合成樹脂管などの特許出願が、九九年の四月一日、日本メンテック株式会社、五月七日と五月十日に東拓工業株式会社、五月十七日と五月十八日のアンダーソンによってそれぞれなされていると思いがすが、間違いありませんか。

○政府参考人(澁谷隆君) お答え申し上げます。御質問のありました出願につきましては、閲覧により知り得る状態になっておりますけれども、これに基づきまして御説明申し上げます。

まず、東拓工業株式会社の出願でございますが、平成十一年五月七日、それから平成十一年五月十日、二件出願されております。アンダーソンテクノロジ株式会社の出願でございますが、平成十

一年五月十七日に提出されております。日本メンテック株式会社の出願でございますが、平成十一年四月一日に出願されております。

以上でございます。

○仁比聡平君 つまり、公団の指導、示唆で出願をしたけれども、アンダーソンの出願は三番目で、特許公開時に二社の出願が先行することが分かった。そこで、内部告発によりますと、〇〇年の十二月に公団の主導で、そのうち東拓工業の特許申請が一番成立の可能性がある、東拓特許に乗せる形で一本化することが望ましいという話合いが持たれたというんです。それで、日本メンテックの方はアンダーソンが吸収をしました。東拓がどうなったかといいますと、東拓工業が出願した特許は、〇一年の六月十五日にその特許を受ける権利がアンダーソンなど五つの会社に五分の一ずつ譲渡をされました。

特許庁、これイエスカノーかで、そのとおりかどうか。それから、譲渡を受けた五つの会社の名前を、五社の名前を紹介してください。

○政府参考人(澁谷隆君) お答え申し上げます。答えはイエスでございます。

五社の名前でございますが、日本道路公団、アンダーソンテクノロジ株式会社、住友電気工業株式会社、神鋼鋼線工業株式会社及び株式会社ウエックスジャパン、五社でございます。

○仁比聡平君 このように、思惑どおり一本化を果たして、そして公団それ自身が特許権者になっているわけですね。これは総裁、一連の経過に公団自体が深く関与をしているということの証拠ではないでしょうか。

そして、この過程で〇一年六月にアンダーソンが独占販売権を得ることになり、そして一方で、この間に公団はこの透明シースを公団の標準仕様にすることを決めて、〇一年二月にアンダーソンと癒着を指摘をされている角谷氏の名前でその旨の通達を出したということが既に明らかになっているわけですね。その結果、アンダーソンの透明シースの売上げは急伸して、関連部品も併せて九九年

の二十五億円から〇二年には百八億円へと四倍以上に伸びています。

これらの事実からしますと、アンダーソン社と公団それ自体の癒着の関係がより一層深まったと思えますが、私は、これは氷山の一角だと予算委員会では指摘をした角谷氏をキーパーソンにした癒着の一端であって、これまでの監察室の調査でも真剣に調査をしていれば明らかにしたはずだと思ふんですね。ところが、四月十三日の報告書では、このことは一切踏み込まれていません。

改めて厳正な調査と報告を求めたいと思いますし、調査結果を出す時期的な見通し、これをはっきり今日お答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(近藤剛君) 調査活動について、先ほどお答えいたしましたように、監察室からは私のところに調査報告が上がってきているわけでございます。ただ、その内容は、内部調査の限界というものがあるんでしょうか、必ずしも国民の皆さんの納得を得られる内容にはなっていないと私自身判断をいたしております。

したがって、当公団の倫理委員会の、特に外部の諸先生方の意見も伺いながら、現在、外部の弁護士の方でございまして複数の先生方に、もう一度監察室の行った調査報告書を基にして事実関係の確認作業を行っていただいているところでございます。それでも、捜査権があるわけではございませんので限界はあるかと思いますが、しかし私どもとしては、できる限りの真相の究明はしていきたい、それをもつて国民の皆様方の不信あるいは誤解を解消していきたい、そのように考えております。

したがって、お二人の先生方には、複数の先生方には厳正なチェック作業を今お願いをしているところでございます。できるだけ早くということをお願いしておりますが、しかし、かなり広範囲にわたる確認作業が必要だという実態でもございます。したがって、多少の時間が掛かるのはやむを得ないかと、そのように考えているところ

でございますが、先生方にはできるだけ早くこの結論は出していただきたいと、そのように私から改めて申し上げていただいております。

○仁比聡平君 七月からは公団は民営化に向けての移行体制に移るといふふうに伺っています。その前にめどを付けなければ、實際上、調査監督、難しくなってしまうんじゃないでしょうか。厳正な調査を速やかに求めたいと思います。

続けて、あと一点、その調査報告書の扱いについての総裁の認識についてちょっと御紹介をしたいと思います。御座いますけれども、赤旗新聞の記者がその調査報告書の開示を情報公開法によって求めたところ、個人名などの墨塗りをした資料しか公開をされませんでした。ですが、一方で、前日に他のマスコミ数社には全く墨塗りをしない資料が渡されていという内部告発があったために、私が公団に調査を求めましたら、総裁自身の指示によって墨塗りなしの報告書が渡された、その事実はあなたが認めになっているという驚くべき報告がなされました。説明によりまして、総裁はマスコミには透明性を確保するためにオープンにしたというようなことなんですけれども、私、ここに個人情報管理についての公団の認識の甘さが表れていると思うんですね。

つまり、マスコミに渡せば、報道するか否かというはその判断次第になるわけです。ですから、広く公開してしまうというのと全く同じ状態に置くといいことですか、加えて、ここで問題になっているのは、新聞でも度々報じられ、社会的弾効を受けている疑惑に関する個人情報なわけですね。巨大な組織、予算を公団は持つていらつしやいます。個人情報も取引先や事業の情報も莫大に保有している公団が情報管理についてこんな認識が甘いというのは私、恐ろしいことだと思えます。施行された個人情報保護法で、総務省に本当はお答えいただいたかたつたんですが、保有する個人情報等を例外的に目的外提供できる場合にも、個人情報本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは提供できないという規定

が、これは当然のことですけれどもあるわけです。大臣、そういう状況なんです、ちょっとお伺いをしたいんですけれども、元々の予算委員会での発端は覚えておいでかと思いますが、実はそういう経過で作られた調査報告書、私にも直接の公団からの説明はなかったんですね。一方で、マスコミにはそういう形でオープンになっている、公団とその関連企業に大変な疑惑が新たに浮かんできている。こういう中で、監督官庁の責任者としての認識を是非お伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(北側一雄君) まず、道路公団と取引関係のある企業との問題ですが、これは今総裁も言っておりますが、しっかりと調査を道路公団としてしていただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、取引関係のあるところと関係につきまして疑惑を持たれるようなことを期さないといいけないというふうに思っております。

それと、後段のお話でございますが、やっぱり公団としては業務の透明性を図るということが非常に大事なことで思っております。ただ、情報公開、マスコミへの対応、国会対応等々、これはやっぱりきちんとして適切に対応をしていただく必要があると思っております。配慮に欠けるようなところがあつたとしたら、これはやはり直していただかないといけないと思っております。

○仁比聡平君 終わります。

○洲上貞雄君 社民党の洲上でございます。

サービス低下の懸念についてお伺いをいたします。

本法律案により、通訳案内業の免許制が通訳案内士の登録制に緩和されますが、通訳ガイド間の競争状況が生まれることによつて、通訳ガイドの就業時間や料金など、条件悪化や通訳案内サービスの低下を招くおそれがあると思いますが、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(鷲頭誠君) お答え申し上げます。

今般の制度の見直しによりまして参入規制の登録制への緩和、試験の内容のレベルの適正化といった措置を講じることとしておりますが、その際には、通訳ガイドとして真に必要な、コミュニケーション能力というんですか、通訳の能力や我が国の歴史、地理、文化などに対する知識について一定のレベルが保たれるような試験内容にする等の工夫を講じてまいりたいと考えております。

また、この法案におきましては、資格を取得した者に対して、外国人旅行者に不正確な知識に基づきいい加減な案内をしたり、違法なサービスをあつせんしたりする新たな通訳案内士の信用又は品位を害するような行為として禁止行為に位置付けました。これを行つた者に対しては都道府県知事による登録の取消しとか罰則に関する規定も整備をしております、これによつて劣悪なサービスの提供を抑止することができると考えております。

いずれにいたしましても、自治体や通訳ガイド団体とも協力しつつ、サービスレベルの維持向上に努めてまいるのでございます。

○洲上貞雄君 次に、通訳案内業についてお伺いをいたしますが、現在の通訳案内業の免許保有者は英語が多く、訪日旅行者数が増加しているアジア諸国の言語を始め、他の言語はまだ少ないというのが実態でございますが、このような実態を今後どのように改善されようとしているのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(鷲頭誠君) 御指摘のとおり、中国、韓国からの旅行者は近年急激に増加しております、通訳ガイドサービスに対するニーズが潜在的に高まる中で中国語、韓国語の分野の通訳ガイドの絶対数は不足しております。数字で申し上げますと、十六年の訪日外国人旅行者のうち、中国語圏からは百七十七万人来ておられるわけですが、免許保有者は八百八十八人でありまして、韓国からは百六十万人お越しにいたっているのに対して、韓国語分野の通訳ガイドというのは四百三十七人でございます。

このような状況を受けまして、今回の法律改正によりまして、通訳ガイドの参入規制の緩和とか試験の内容、レベルの適正化、さらには地域限定の通訳ガイド制度の創設といった措置を盛り込ませていただいているところであります。

それから、これに併せて、その試験の実施箇所の拡大によりまして受験者負担の軽減とか、中国人、韓国人留学生に対する制度、試験の積極的な周知といった措置をとることによりまして受験者層の拡大というものを促していきたいというふうに考えております。

○測上貞雄君 次に、知識、能力維持向上のための措置について伺います。

本法律案では、国土交通大臣及び都道府県知事は必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものと規定をされておりますが、知識及び能力の維持向上を図るため国などどのようにこれから措置を講じようとするのか、また実施していこうとしているのか、伺います。

○政府参考人(鷲頭誠君) 先生おっしゃられたとおり、今回の改正におきまして、通訳ガイドに対して知識、能力の維持向上についての努力義務を課すとともに、通訳案内士の団体に對してもそのために必要な研修の実施を義務付けております。

そういう並びで、国としても、このような通訳ガイドやあるいは通訳ガイド団体の取組を側面から支援するという観点から、通訳ガイドに求められる知識、能力とは何かを伝えるという観点から、必要に応じて、訪日外国人旅行者のニーズの整理、分析をするとか、あるいは講習会を実施する、資料を提供するといったような措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○測上貞雄君 外国人旅行者への周知問題について伺います。

外国人旅行者が本法律を知らないために、無資格ガイドや通訳案内士の資格を持っていない海外ツアーの添乗員が報酬を得て通訳を行うことも考

えられますが、どのように本法律案の趣旨を外国人旅行者等に周知するのでございましょうか。

また、現在、白バスを利用して外国人旅行者団体が、団体を見掛けることが多いのでありますが、違法な白バスについては利用しないよう、しっかりとやはり周知徹底を行っていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○政府参考人(鷲頭誠君) 一般の制度の見直しを機に、外国人旅行者が我が国の通訳ガイド制度について十分に理解した上で有資格者による合法的な通訳ガイドサービスを選択できるように周知活動を強力に行っていく必要があるというふうに私どもも考えております。そのために、これまで通訳ガイドサービスの魅力とか通訳ガイド制度の概要をまとめた四か国語のリーフレットを合計で二十万部作成をいたしまして、国際観光振興会の海外事務所とか、あるいは自治体、旅館、ホテルなどの関係者の協力を得まして、外国人の旅行会社とかあるいは外国人旅行者に広く配布をするという今を今やっているところでございます。

また、今月十八日から二週間を通訳ガイド制度周知強化期間と位置付けまして、地方自治体や通訳ガイド団体と連携をいたしまして、全国の主要な観光地において実態調査などを実施して、外国人旅行者の認知度を上げるように努めております。今後は、ホームページにおける情報発信の充実や効率的な紹介メカニズムの構築、周知といったような措置についても積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、白バスの関係でございしますが、我が国の道路運送法に違反する行為であるということ、を、リーフレットの配布とか、あるいはガイド制度の周知強化期間などの際に、その辺についても周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○政府参考人(金澤悟君) 白バス対策について私どもの方からお答え申し上げたいと思います。貸切りバス事業は、平成十二年に既に需給調整規制の廃止をして、免許制から許可制へと規制緩和

を行いました。その結果、事業の参入が容易になったというところで、千二百社以上の新規参入がこれまでにございます。すなわち、適法に事業を運営するということは従来以上に容易になっているという点があるわけでございまして、そうした中でもなお繰り返されるこの違法な白バス行為につきましては、私どもといたしましては、輸送の安全及び利用者保護の観点から極めて適正を欠く行為だと考えておりまして、従来から警察当局とも連携をいたしまして厳しく指導をしてきております。

今後、本日の議論にもございしますように、外国人観光客がますます増えるという中で、こうした方々の輸送の安全の確保あるいは利用者としての保護を図ることが一層求められているというふうに考えております。したがって、私どもといたしましては、こうした白バス等の違法行為につきましては引き続き警察と緊密に連携しながら厳正に対処してまいりたいと、このように考えております。

○測上貞雄君 白バス問題については、ひとつどうかよろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、個人情報問題について伺います。

地域限定通訳士試験の事務を行う指定試験機関は個人情報や試験問題を取り扱うことになり、また、これらの情報の漏えいが起こらないような措置を講じることが求められていますが、どのような指導や情報漏えい防止措置を考えておられるのか、伺います。

○政府参考人(鷲頭誠君) 先生御指摘のとおり、地域限定通訳案内士試験の指定試験機関というのは、受験者の氏名とか住所、可否の結果といった重要な個人情報を取り扱うことから、特に個人情報の保護を徹底する必要があると考えております。

そのため、私どもとしましては、個人情報保護法に基づいて、本人の同意を得ない目的外使用の

禁止の徹底といったようなことを始め、同法に基づくいろいろな規定についても適切に監督をしていきたいというふうに考えております。

○測上貞雄君 次に、案内表示の配慮について伺います。

本法律案により公共交通機関は外国語による案内表示が義務付けられていますが、一律に義務付けられなくても、すぐに対応できることが困難な場合もあると思うんですが、このところは是非柔軟な対応を取っていただくようお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(鷲頭誠君) 今回の法律改正におきましては、公共交通機関の事業者が外国語や絵文字による案内表示等に関する実施計画を作成すると、すぐ義務付けるんじやなく計画を作ると、こういうことで、そこを義務付けるということになっております。

それで、このような外国人向けの案内表示の改善というのは一律のものではございませんで、表示を実際に行うターミナル施設の構造とか旅客の動線、現場の状況に応じていろいろ違うわけでございしますので、個々の現場の状況に即して検討する必要があるだろうというふうに考えております。

また、改善の実施に当たりましては、それぞれの事業者の設備更新などの投資計画に合わせて実施することが最も効率的であることから、改善計画については、事業者自身が投資計画も勘案しながら、できる限り効率的に作成できるような運用をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、関係事業者の経営状況とか投資計画に照らしまして、無理のない改善計画となるような運用をしてまいりたいと考えております。

○測上貞雄君 終わります。

○委員長(田名部匡省君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案

一、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律

(公営住宅法の一部改正)

第一条 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。

第四十九条を削り、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四十八条とし、第四十六条の次に次の一条を加える。

(管理の特例)

第四十七条 次の各号に掲げる地方公共団体又は地方住宅供給公社は、当該各号に定める公営住宅又は共同施設について、一団の住宅施設として適切かつ効率的な管理を図るため当該地方公共団体又は地方住宅供給公社が管理する住宅その他の施設と一体として管理する場合その他当該公営住宅又は共同施設を管理することが適当と認められる場合においては、当該公営住宅又は共同施設を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わつて当該公営住宅又は共同施設の第三章の規定による管理(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するこ

とを除く。以下この条において同じ。)を行うことができる。

一 都道府県 当該都道府県の区域内において他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設

二 市町村 当該市町村の区域内において他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設

三 都道府県が設立した地方住宅供給公社 当該都道府県の区域内において都道府県又は市町村が管理する公営住宅又は共同施設

四 市町村が設立した地方住宅供給公社 当該市町村の区域内において市町村又は都道府県が管理する公営住宅又は共同施設

2 前項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、当該公営住宅又は共同施設の事業主体に代わつてその権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 第二十二条第一項の規定により特定の者を公営住宅に入居させ、又は入居者を公募すること。

二 第二十五条第一項の規定により実情を調査し若しくは入居者を決定し、又は同条第二項の規定により入居者に通知すること。

三 第二十七条第三項から第六項までの規定による入居者又は同居者に対する承認をすること。

四 第二十九条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は同条第七項の規定により期限を延長すること。

五 第三十条第一項の規定によるあつせん等をする。

六 第三十二条第一項の規定により入居者に

対し明渡しを請求し、又は同条第五項若しくは第六項の規定により入居者に通知すること。

七 第三十三条第一項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ずること。

八 第三十四条の規定により第二十九条第一項の規定による明渡しを請求又は第三十条第一項の規定によるあつせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。

4 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、前項第一号(特定の者の入居に係る部分に限る。)、第二号(入居者の決定に係る部分に限る。)、第四号又は第六号(明渡しを請求に係る部分に限る。))に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を事業主体に通知しなければならない。

5 第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が行う公営住宅又は共同施設の管理に要する費用の負担については、事業主体と当該地方公共団体又は地方住宅供給公社とが協議して定めるものとする。

6 第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第三章の規定の適用については、第十五条中「事業主体」とあるのは「事業主体及び地方公共団体又は地方住宅供給公社」と、第二十五条第一項中「事業主体の長」とあるのは「地方公共団体の長又は地方住宅供給公社の理事長」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十一条を削り、第五十二条を第五十一条とし、第五十三条を第五十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第五十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

める。

附則第十四項中「第五十二条第一号」を「第五十一条第一号」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第二条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の二及び第二十二條の三を削り、第二十二條の四を第二十二條の二とする。

第二十五條中「第二十七條の二第三項」を「第二十七條の二第四項」に改める。

第二十六條の二第一項に次の一号を加える。

四 公庫が平成十七年三月三十一日までに貸し付けた資金(財形住宅貸付けにより貸し付けた資金を除き、公庫が同日以前に申込みを受理し、同日後に貸し付けた資金を含む。)に係る債権の管理及び回収その他当該資金に関する業務

第二十六條の二第二項中「その全部」を「その利益(同項第四号に掲げる業務に係る特別勘定にあつては、附則第十八項の規定による整理を行つた後の利益)の全部」に改める。

第二十七條の二第一項中「第三項、第六項及び第七項」を「第四項、第七項及び第八項」に改め、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十六條の二第一項第四号に掲げる業務に係る特別勘定に属する債務のうち、前項の規定により政府が平成十七年三月三十一日までに貸し付けた資金に係る債務で主務大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十四年三月三十一日までの間において主務大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

第二十七條の三第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、区分所有に係る建築物の共用部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体で第十七条第五項の規定による貸付けを受けることを希望するものが引き受けるべきものとして、住宅金融公庫住宅宅地債券(以下「住宅宅地債券」という。)を発行することができる。

第三十五条第二項第四項を削る。
附則第七項第一号中「第二十二條の第三項に規定する者以外のものに対する貸付金」を削り、「第十七條第一項第三号」を「同條第一項第三号」に改め、同項第二号中「第二十二條の第三項に規定する者以外のもの」を削り、附則第八項中「第二十二條の第三項に規定する者以外のもの」を削る。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)
第三條 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六條」を「第三十九條」に、「第三十七條」第四十條を「第四十條」第四十三條に、「第四十一條」を「第四十四條」に改める。

第十一條第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。
第十四條第六項中「又は第十一條第二項第一号若しくは第二号の業務で新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成に係るもの」を「に係る業務」に、「これらの」を「当該」に改める。

第十六條第一項中「この条及び次条において」を削る。

第十八條第一項中「又は公共の用に供する施設の整備に係る同條第二項第一号若しくは第二号の業務」を削る。

第三十三條第二項中「この項において」を削る。

第三十四條第一項中「並びに第二項第一号及び第二号」を削り、同條第三項中「債券」の下に「(当該債券に係る債権が第三十六條の規定に基づき信託された金銭債権により担保されている

ものを除く。)」を加える。

第四十一條を第四十四條とする。

第五章中第四十條を第四十三條とし、第三十九條を第四十二條とし、第三十八條を第四十一條とする。

第三十七條第一項第一号中「第五項」の下に「第三十六條、第三十七條」を加え、同條を第四十條とする。

第四章中第三十六條を第三十九條とし、第三十五條の次に次の三條を加える。

(債券の担保のための金銭債権の信託)

第三十六條 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券に係る債務(前條の規定により政府が保証するものを除く。)の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(次條第一号において「信託会社等」という。)に信託することができる。

(金銭債権の信託の受益権の譲渡等)

第三十七條 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第十一條第一項(第十一号を除く。)に規定する業務に必要な費用に充てるため、その金銭債権について、次に掲げる行為をすることが出来る。

一 信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡すること。

二 特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。)に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

(信託の受託者からの業務の受託等)

第三十八條 機構は、前二條の規定によりその金銭債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該金銭債権の譲受人から当該金銭債権の回収に関する業務及びこれに附帯する業務の全部を受託しなければなら

ない。

附則第三條第六項中「機構に対し」の下に「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)第三条の規定による改正前の」を加え、「都市再生業務」を「都市基盤整備業務」に改める。

附則第四條第七項の表旧都市公団法附則第十一条第二項に規定するその他の業務の項中「都市再生業務」を「都市基盤整備業務」に改め、同表旧都市公団法附則第十一条第一項に規定する鉄道業務の項中「附則第十三條第一項」を「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の附則第十三條第一項」に改める。

附則第十一條中「及び附則第十三條第一項に規定する鉄道業務」を削る。

附則第十二條第六項中「第三項」を「第十二項」に改め、同項を同條第十五項とし、同條第五項中「第三項」を「第十項又は第十二項」に、「同項」を「第十項の出資又は第十二項」に、「が同項」を「第十項の整備敷地等又は第十二項」に改め、同項を同條第十四項とし、同條第四項を同條第十三項とし、同條第三項を同條第十二項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「又は公共の用に供する施設の整備」とあるのは「若しくは公共の用に供する施設の整備」と、「第二号の業務」とあるのは「第二号の業務又は附則第十二條第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八條第一項第七号の業務」と、第三十三條第一項中「機構における」とあるのは「機構の都市再生業務(附則第十二條第二項に規定する都市再生業務をいう。)」に係る勘定における」と、同條第二項

及び第四十四條第二号に、「第三十四條第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十二條第一項」を「第三十四條第一項及び第三十七條中「除く。」とあるのは「除く。」及び附則第十二條第一項」と、第三十五條中「債務」とあるのは「債務(附則第十二條第二項に規定する宅地造成等経過業務に係る債務及び」と、第三十六條中「前条」とあるのは「前条及び附則第十二條第九項」に改め、同項を同條第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8 宅地造成等経過業務に係る勘定に属する債務のうち政府が貸し付けた資金に係る債務で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十五年三月三十一日までの間において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

9 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間に限り、国会の議決を経た金額の範囲内において、同日までに償還期限が到来する機構の長期借入金又は都市再生債券に係る債務で宅地造成等経過業務に要する費用に充てるためのもの(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることが出来る債務を除く。)について保証することが出来る。

10 機構は、第十七條第一項に規定するもののほか、国土交通大臣の認可を受けて、宅地造成等経過業務に係る整備敷地等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、有限会社又は特定目的会社に対する出資をすることが出来る。

11 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則第十二條第一項の次に次の五項を加える。

2 前項の規定により機構が同項第一号の業

務、同項第二号の業務(旧都市公団法第二十八條第一項第六号の業務及びこれと併せて行う業務であつて前項第二号の規定により国土交通大臣が指定したものを除く。及びこれらに附帯する業務並びに同項第四号の業務(以下この条において「宅地造成等経過業務」という。)を行う場合には、機構の経理については、宅地造成等経過業務とその他の業務(以下この条において「都市再生業務」という。)に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

3 宅地造成等経過業務に係る勘定については、通則法第四十四條第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

4 機構は、宅地造成等経過業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

5 機構は、都市再生業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該利益に相当する金額を限度として国土交通大臣の承認を受けた金額を都市再生業務に係る勘定から宅地造成等経過業務に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、宅地造成等経過業務に係る勘定に繰り入れる金額については、都市再生業務の運営に支障のない範囲内の金額となるよう配慮しなければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。附則第十二条に次の三項を加える。

16 機構は、宅地造成等経過業務を終えたとき

は、遅滞なく、宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を都市再生業務に係る勘定に帰属させるものとする。

17 機構は、前項の規定により、宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止する場合において、その際当該勘定に属する資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより、国庫及び地方公共団体(その出資金を宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資したものに限る。以下この条において同じ。)に納付しなければならない。

18 第十六項の規定による宅地造成等経過業務に係る勘定の廃止の時に、政府及び地方公共団体から機構に対し宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資された額については、機構に対する政府及び地方公共団体からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十四條第一項中「並びに鉄道業務」を削り、同条第二項中「第四十一條第二号」を「第四十四條第二号」に改める。

附則第十五條第一項中「第三十六條」を「第三十九條」に改める。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第四條 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「二部を行なう」を「一部を行う」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第五号及び第六号中「行なう」を「行う」に改め、同項第八号中「みずから」を「自ら」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

4 地方公社は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十七條第一項の規定により、設立団体以外の地方公共団体が事業主体(同法第二條第十六号の事業主体をいう。)である公営住宅(同法第二條第二号の公営住宅をいう。)又は共同施設(同法第二條第九号の共同施設をいう。)の管理を行うおとするとときは、あらかじめ、設立団体の長の認可を受けなければならない。

第三十四條第二号中「銀行」の下に「その他国土交通大臣の指定する金融機関」を加え、同条に次の一号を加える。

三 その他国土交通省令で定める方法

第三十六條に次の一項を加える。

2 地方公社は、前項各号の事由によるほか、設立団体がその議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受けたときに、解散する。

第四十四條第一項中「前条第一項第一号」を「第四十三條第一項第一号」に改める。

第四十八條第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十九條中「三万円」を「二十万円」に改める。

(公営住宅法の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「おいて」の下に「、同条第一項中「毎年度」とあるのは「平成十七年度までの間、毎年度」とを加え、「あるのは」を「あるのは」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條住宅金融公庫法第二十五條、第二十六條の二、第二十七條の二及び第二十七條の三第三項の改正規定を除く。、次条並びに附則第四條、第六條から第八條まで、第十一條(勤

労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十一條の改正規定を除く。)、第十二條及び第十五條(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五十五條第三項の改正規定を除く。の)の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(住宅金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第二條の規定による改正前の住宅金融公庫法(以下「旧公庫法」という。)第二十二條の二及び第二十二條の三(附則第八條の規定による改正前の北海道防衛住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号。以下「旧促進法」という。))の規定の附則第六條の規定による改正前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号。以下「旧郵便貯金法」という。))第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金(以下「旧住宅積立郵便貯金」という。))の預金者で旧郵便貯金法第六十條(附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。))の規定により日本郵政公社があつてせんするものに対する適用については、なお従前の例による。

第三條 第二條の規定による改正後の住宅金融公庫法(以下「新公庫法」という。))第二十六條の二第一項及び第二項の規定は、住宅金融公庫(以下「公庫」という。))の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る予算から適用する。

第四條 公庫は、当分の間、新公庫法第二十七條の三第四項の規定によるもののほか、旧公庫法第二十七條の三第四項の規定により発行した住宅金融公庫住宅宅地債券(以下「住宅宅地債券」という。))を引き受けた者(その相続人を含み、新公庫法第二十七條の三第四項に規定する団体を除く。以下この条において同じ。))で附則第一條ただし書に規定する規定の施行の際現に当該住宅宅地債券を所有しているものが引き受けるべきものとして、引き続き住宅宅地債券を発行することができる。

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に発行された住宅地債券及び前項の規定により引き続き発行される住宅地債券を引き受けた者に対する旧公庫法第二十二條の三(旧促進法第八條第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、なお従前の例による。 3 前二項に規定するもののほか、附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に発行された住宅地債券に関し必要な事項(住宅地債券を引き受けた者に係る旧公庫法第三十五條の二第四項に規定する特別の定め並びに住宅地債券に係る公庫の予算及び決算に関し必要な事項を含む。以下この項において同じ。)については、なお従前の例による。第一項の規定により引き続き発行される住宅地債券に関し必要な事項についても、同様とする。 (独立行政法人都市再生機構法の一部改正に伴う経過措置) 第五條 第三條の規定による改正後の独立行政法人都市再生機構法附則第十二條第二項の規定は、独立行政法人都市再生機構の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る経理から適用する。 (郵便貯金法の一部改正) 第六條 郵便貯金法の一部を次のように改正する。	に規定する住宅積立郵便貯金とみなす。 2 旧住宅積立郵便貯金については、旧郵便貯金法第六十條の規定は、なおその効力を有する。(北海道防衛住宅建設等促進法の一部改正) 第八條 北海道防衛住宅建設等促進法の一部を次のように改正する。 第八條第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。 附則第四項中「に掲げる者で第八條第六項に規定する者以外のものに対する貸付金及び公庫法第十七條第一項第三号を「及び第三号」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、附則第五項中「同条第七項」を「同条第六項」に改める。 (租税特別措置法の一部改正) 第九條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。 第三十七條の九の三第一項、第六十五條の十五第一項及び第六十八條の八十五の二第一項中「附則第十二條第三項」を「附則第十二條第十二項」に、「同条第六項」を「同条第十五項」に、「同条第三項」を「同条第十二項」に改める。 第八十三條の二中「附則第十二條第三項」を「附則第十二條第十二項」に、「同条第六項」を「同条第十五項」に改める。 (住宅地区改良法の一部改正) 第十條 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。 第二十九條第一項中「第四十七條」を「第四十八條」に改める。 (勤労者財産形成促進法の一部改正) 第十一條 勤労者財産形成促進法の一部を次のように改正する。 第六條第一項第三号中「住宅金融公庫を相手方とする住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十七條の三第四項に規定する住宅地債券の購入に関する契約」を削る。 第十條第一項中「住宅金融公庫法」の下に「(昭和二十五年法律第百五十六号)」を加える。	第十一條中「第六項又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。 (沖縄振興開発金融公庫法の一部改正) 第十二條 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。 第十九條第六項を次のように改める。 6 公庫は、第一項第三号の規定による貸付けの業務のうち、沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者その他政令で定める者で同法第六十條の規定により日本郵政公社があつせんするものに対する業務については、毎事業年度の開始前にあらかじめ、当該事業年度における貸付けの申込みの見込みについての日本郵政公社からの通知に基づき、これらの者に対する貸付けが円滑に行われるようできる限り資金の配分について配慮するものとする。 第二十條第二項中「(昭和二十二年法律第百四十四号)」を削る。 第三十五條の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条第一項中「第二項及び第四項」を「及び第二項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項の規定により準用する住宅金融公庫法第三十五條の二第一項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の住宅地債券を引き受けた者(その相続人を含む。)で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその住宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正) 第十三條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。	「百一十五條第二項中「第三十七條第二項」を「第四十條第二項」に改める。 (被災市街地復興特別措置法の一部改正) 第十四條 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。 第二十二條第三項中「第三十七條第二項」を「第四十條第二項」に改める。 (高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正) 第十五條 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を次のように改正する。 第四十四條第三項中「同条第八項」を「同条第七項」に改める。 第五十五條第三項中「第五十條並びに第五十一條」を「並びに第五十條」に改め、「及び第五十一條」を削る。 (罰則に関する経過措置) 第十六條 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
第七條 第一項第五号中「自己」を「沖縄県の区域における自己」に改め、「住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十二條の二及び第二十二條の三の規定又は」を削り、「第十九條第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二條の二」を「第十九條第六項」に改める。 第六十條中「住宅金融公庫又は」及び「住宅金融公庫法第十七條第一項、第二項、第五項、第十一項若しくは第十二項又は」を削る。 (郵便貯金法の一部改正に伴う経過措置) 第七條 旧住宅積立郵便貯金は、前條の規定による改正後の郵便貯金法(第六十條を除く。)の規定の適用については、同法第七條第一項第五号	第十條 第一項中「住宅金融公庫法」の下に「(昭和二十五年法律第百五十六号)」を加える。	第一章 総則(第一条―第三条) 第二章 基本方針及び地域住宅協議会(第四條・第五條) 第三章 地域住宅計画に基づく特別の措置 第一節 地域住宅計画の作成等(第六條)	第一章 総則(第一条―第三条) 第二章 基本方針及び地域住宅協議会(第四條・第五條) 第三章 地域住宅計画に基づく特別の措置 第一節 地域住宅計画の作成等(第六條)

第二節 交付金(第七条・第十条)

第三節 公的賃貸住宅等の整備等に関する特例(第十一条・第十三条)

第四章 雑則(第十四条・第十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い国民の住宅に対する需要が地域において多様なものとなっていることにかんがみ、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を、地方公共団体の自主性を尊重しつつ推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備に関する事業その他の事業又は事務に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公的賃貸住宅等」とは、次の各号のいずれかに該当する住宅をいう。

一 地方公共団体が整備する住宅(地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む)。

二 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)が整備する賃貸住宅。

三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第六条に規定する特定優良賃貸住宅(以下「特定優良賃貸住宅」という。)

四 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者居住安定確保法」という。)第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅(以下「高齢者向け優良賃貸住宅」という。)

五 この法律において「公共公益施設」とは、公的

賃貸住宅等の整備に関する事業の施行に関連して必要となる施設であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設

二 公的賃貸住宅等の居住者の福祉又は利便のため必要な施設

3 この法律において「公的賃貸住宅等の整備等」とは、公的賃貸住宅等又は公共公益施設の整備及び管理をいう。

(国及び地方公共団体の努力義務)

第三条 国及び地方公共団体は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた適切な規模、構造及び設備を有する良質な住宅の供給並びに市街地の整備改善を通じた良好な居住環境の形成を図るため、民間事業者の能力の活用及び居住者の福祉又は利便の増進に関する施策との連携を図りつつ、公的賃貸住宅等の整備に関する事業の実施、既存の公的賃貸住宅等の有効活用その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針及び地域住宅協議会

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等の基本的方向

二 公的賃貸住宅等及び公共公益施設の整備に関する基本的事項

三 公的賃貸住宅等の有効活用、賃貸の条件その他の管理に関する基本的事項

四 公的賃貸住宅等の居住者の福祉又は利便の増進に関する施策との連携に関する基本的事項

五 第六条第一項に規定する地域住宅計画の作

成に関する基本的事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(地域住宅協議会)

第五条 都道府県、市町村、機構及び公社(以下「都道府県等」という。)は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関し必要となるべき措置について協議するため、地域住宅協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、都道府県等は、必要と認めるときは、協議会に、当該都道府県等以外の公的賃貸住宅等の整備等を行う者を加えることができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 地域住宅計画に基づく特別の措置

第一節 地域住宅計画の作成等

第六条 地方公共団体は、その区域について、基本方針に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画(以下「地域住宅計画」という。)を作成することができる。

2 地域住宅計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域住宅計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ 公的賃貸住宅等の整備に関する事業

ロ 公共公益施設の整備に関する事業

ハ その他国土交通省令で定める事業

三 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項

四 計画期間

5 その他国土交通省令で定める事項

3 前項第二号及び第三号に掲げる事項には、当該地域住宅計画を作成する地方公共団体が実施する事業又は事務(以下「事業等」という。)に係るものを記載するほか、必要に応じ、機構、公社又は地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条に規定する法人若しくはこれらに準ずる者として国土交通省令で定めるもの(以下「機構等」という。)が実施する事業等(当該地方公共団体が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。)に係るものを記載することができる。

4 地方公共団体は、地域住宅計画に機構等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該機構等の同意を得なければならない。

5 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市(以下「指定都市等」という。))を除く。第八項を除き、以下同じ。は、第二項第二号に掲げる事業に関する事項に、特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の整備に関する事業(以下「優良賃貸住宅整備事業」という。)に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 地方公共団体は、公営住宅法(昭和二十六年

法律第九十三号)第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業(以下「公営住宅建替事業」という。)の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条第十項に規定する知的障害者地域生活援助事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。)又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関する事項を記載することができ、

7 地方公共団体は、特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅を活用し、第二項第二号の事業の実施に伴い住宅の明渡し請求を受けた者その他当該地域住宅計画を作成する地方公共団体の区域内において住宅の確保に特に配慮を要する者特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「配慮入居者」という。)に対する住宅を供給することが必要と認められる場合には、同項第三号に掲げる事項に、配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載することができる。

8 地方公共団体は、地域住宅計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に、当該地域住宅計画の写しを送付しなければならない。

9 第三項から前項までの規定は、地域住宅計画の変更について準用する。

第二節 交付金
(交付金の交付等)

第七條 地方公共団体は、次項の交付金を充てて地域住宅計画に基づく事業等の実施機構等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。同項において同じ。)をしようとするときは、当該地域住宅計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の規定により提出された地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てため、公的賃貸住宅等の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、公営住宅法その他の法令の規定に基づく国の補助又は負担は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(交付金に係る改良住宅の管理及び処分)

第八條 前条第二項の交付金を充てて建設された住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅についての同法第二十九条の規定の適用については、同条第一項中「第二十七條第二項の規定により国の補助を受けて」とあるのは「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七條第二項の交付金を充てて」と、同条第三項中「第三條第三項」とあるのは「第十二條第一項中の補助」とあるのは「の補助(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七條第二項の交付金(以下この項において「地域住宅交付金」という。)を含む。)」と、「から補助」とあるのは「から補助(地域住宅交付金を含む。)」と、旧公営住宅法第十三條第三項」とする。

(交付金に係る都心共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は価額等)

第九條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第百一条の五第一項に規定する認定事業者である地方公共団体が第七條第二項の交付金を充てて実施する都心共同住宅供給事業(同法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業をいう。)により建設される住宅について同法第百一条の十一及び第百十三條の二の規定の適用については、同法第百一条の十一第一項及び第三項中「前条第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七條第二項の交付金」と、同法第百十三條の二第一号中「第百一条の十第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第七條第二項の交付金の交付」と、「当該補助」とあるのは「当該交付金」とする。

(交付金に係る高齢者向けの優良賃貸住宅についての周知措置)

第十條 地方公共団体が第七條第二項の交付金を充てて整備する高齢者居住安定確保法第四十九條第一項の賃貸住宅についての高齢者居住安定確保法第五十四條の規定の適用については、同条中「第四十九條、第五十一條第四項、第五十二條第一項若しくは前条又は第五十一條第一項の規定による費用の補助又は負担を受けて整備し、又は家賃を減額する」とあるのは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七條第二項の交付金を充てて整備し、又は第四十九條第二項の規定による補助を受けて家賃を減額する」とする。

第三節 公的賃貸住宅等の整備等に関する特例

(特定優良賃貸住宅又は高齢者居住安定確保法の規定による事務の市町村長による実施)

第十一條 都道府県知事は、特定優良賃貸住宅法

若しくは高齢者居住安定確保法の規定又は第十三條の規定にかかわらず、これらの規定によりその権限に属する事務であつて、市町村が作成した地域住宅計画に第六條第三項の規定により記載された優良賃貸住宅整備事業に係るものについては、政令で定めるところにより、当該市町村の長が行ふこととすることができる。

(公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例)

第十二條 第六條第六項の規定により地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業に係る公営住宅法第三十六條第三号の規定の適用については、同号ただし書中「社会福祉施設又は公共賃貸住宅」とあるのは、「社会福祉施設若しくは公共賃貸住宅又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第六條第一項に規定する地域住宅計画に同条第六項の規定により記載された同項に規定する公共公益施設、特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅」とする。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第十三條 第六條第七項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五條第一項に規定する認定事業者(第三項において「認定事業者」という。)は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借

を、借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。

3 認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第十三条第二項の規定」とする。

第四章 雑則

(国土交通省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公営住宅法の一部改正)

2 公営住宅法の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「市町村」を「地方公共団体」に、「都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十七条第二項の規定による」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十七条第二項の交付金
- 二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七条第二項の交付金

平成十七年五月二十五日印刷

平成十七年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F